

筑前町 都市計画マスタープラン

平成21年1月

(令和5年 一部改訂)

はじめに



わが国では、人口の減少、経済の停滞、少子高齢化の進行といった課題を抱えており、私たちもその変化に対応していくことが求められています。また、筑前町におきましては、平成17年3月22日に旧三輪町、旧夜須町が合併し、新しく誕生いたしました。これまで旧町単位でまちづくりを進めてきましたが、これからは一つのまちとして、まとまりのあるまちづくりを進めていかなければなりません。

このような背景を踏まえ平成19年に、町民の皆様が主体的に参画・協働するまちづくりを重視し、自立したまちを持続的かつ発展的に経営していくための総合指針として「筑前町総合計画（ちくぜん未来物語）」（第1次）を策定しました。この総合計画（第1次）をもとに今回、新しい町の将来の都市像及び都市計画の基本方針として策定されたのが「筑前町都市計画マスタープラン」です。

このマスタープランでは「みどり輝く、さわやかな環境共生都市・筑前町」という都市像を掲げており、今後は、豊かな自然環境の中で、生き生きとした暮らしを楽しむことができる、環境にやさしいコンパクトシティの実現に努めて参りたいと思います。

最後に、計画の策定にあたりまして、アンケートなどで貴重なご意見をいただきました町民の皆様、また、ご協力いただいた多くの方々に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

令和5年3月
筑前町長 田頭 喜久己

■筑前町都市計画マスタープラン目次

第1章 計画の概要

1-1. 都市計画マスタープランの役割と位置づけ	1
1-2. 目標年次	2
1-3. 対象区域	2
1-4. 計画の構成	2

第2章 筑前町の特性と町民ニーズ

2-1. 筑前町の概況	2
2-2. 筑前町の都市特性	5
2-3. 町民ニーズ	10

第3章 都市像

3-1. 都市づくりの課題	13
3-2. 都市づくり理念と都市像	16
3-3. 都市計画の目標	17
3-4. 都市のフレーム	19

第4章 全体構想

4-1. 都市整備の方針	24
4-2. 実現のための主要課題	28
4-3. 将来土地利用計画	29
4-4. 都市施設整備計画	33
4-5. 都市構想図	45

第5章 地域別構想

5-1. 地域の設定	46
5-2. 地域別構想の概要	47
5-3. 地域別構想	48

第6章 都市整備推進方策

6-1. 都市整備の基本的考え方	60
6-2. 整備手法と整備年次	61

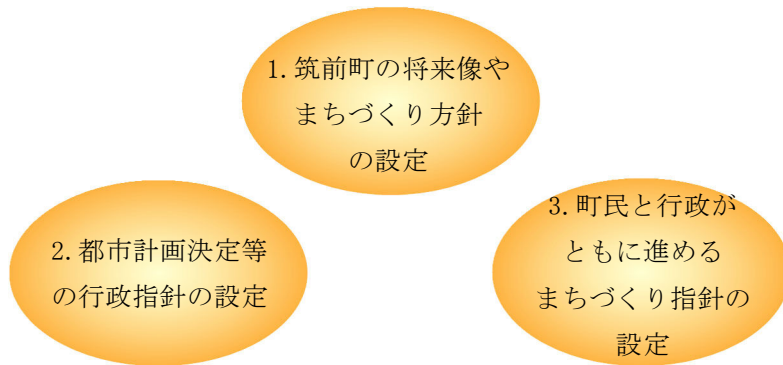
第1章 計画の概要

1-1. 都市計画マスタープランの役割と位置づけ

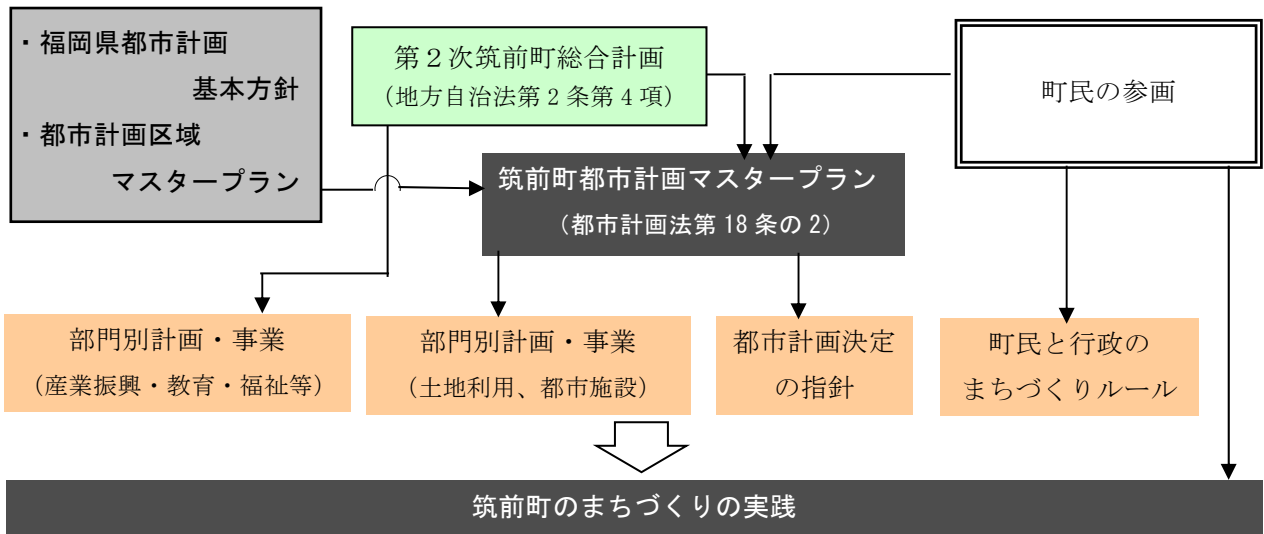
平成17年3月22日、三輪町、夜須町が合併して筑前町となり、平成19年3月に総合計画（第1次）、令和2年3月に第2次総合計画が策定されました。この筑前町総合計画に掲げる、将来都市像を具体化していくための都市計画分野における基本的な方針がこの都市計画マスタープランです。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に位置づけられた、「市町村の都市計画に関する基本的方針」となる計画です。都市計画マスタープランは、町民と行政が一緒になって“まちづくりのあり方”を考え、筑前町の将来像を実現していくための方策やルールなど、町民と行政がまちづくりを進めていくうえでの基本的な方針を明らかにしていくものです。この都市計画マスタープランが土地利用、都市施設、都市整備、都市景観等の都市計画の部門別計画に対する総合的な指針となります。

《都市計画マスタープランの役割》



《都市計画マスタープランの位置づけ》



1-2. 目標年次

目標年次：都市計画マスタープランは、本町の都市づくりを長期の中で検討するものであり、目標年次は概ね20年後の令和8年（西暦2026年）とします。

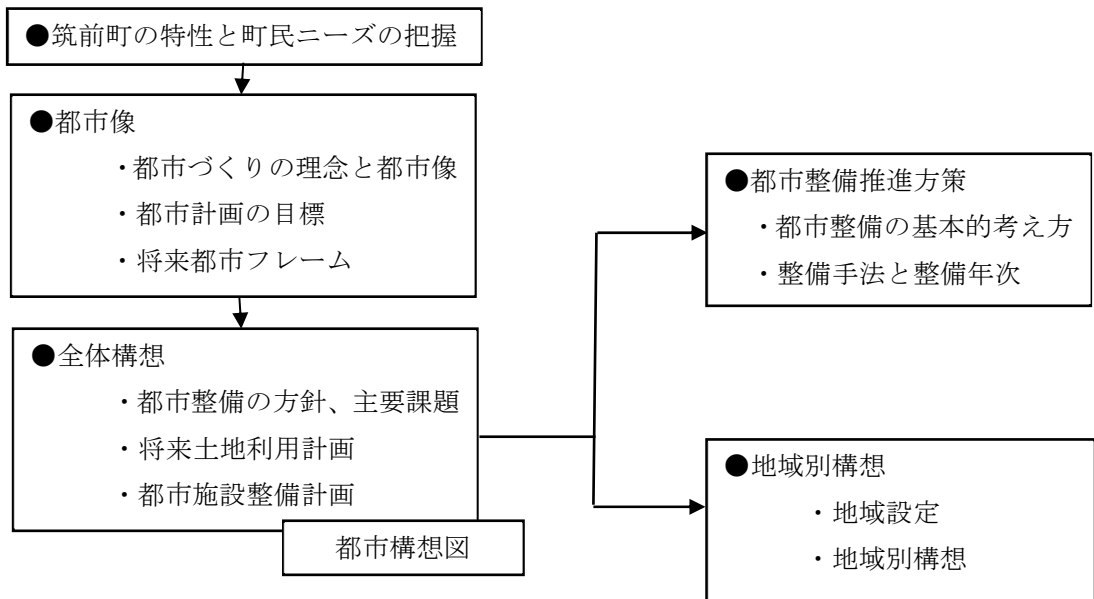
1-3. 対象区域

都市計画マスタープランは、基本的には都市計画区域を対象とします。本町では行政区域全域が都市計画区域に指定されているため、本計画では、本町全域を対象区域とします。

対象区域の規模は6,718haです。

1-4. 計画の構成

本計画は、筑前町の特性、町民ニーズを把握し、都市像を設定、全体の都市の構想を検討します。次に、各地域の構想を検討し、都市整備の推進の方法などを検討します。



第2章 筑前町の特性と町民ニーズ

2-1. 筑前町の概況

(1) 位置と地勢

筑前町は、福岡県の中南部、筑紫平野の北部に位置しています。

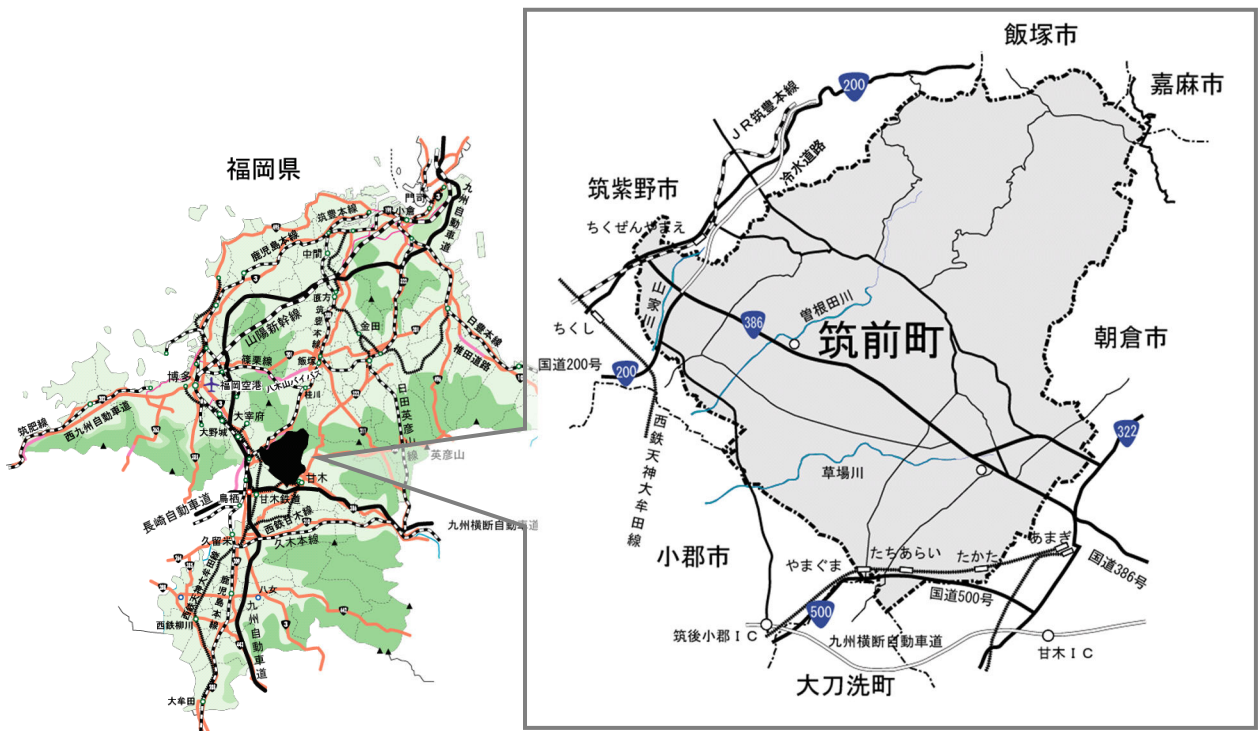
本町の東は朝倉市、西は筑紫野市、南は小郡市、大刀洗町、北は飯塚市、嘉麻市と接し、県都福岡市へは約 25 k m、久留米市へは約 20 k m の距離にあります。

地勢は、北部から、北東部にかけては、夜須高原、目配山などの高原や里山が連なり、南端には城山（花立山）の小丘陵地があり、緑豊かな自然環境・景観にめぐまれています。

また、南部には草場川、北部山麓から南部に流下する曾根田川、西端に山家川が流れています。これらの河川の流域を中心に開けた平野部は、肥沃な土壌を生かした水田地帯を形成しています。

本町は、東西約 10 k m、南北約 12 k m、総面積は 67. 18 k m² の規模となっています。

■ 筑前町の位置



(2) 人口と世帯

本町の総人口は、令和2年国勢調査では、29,591人となっています。平成17年から令和2年にかけて179人増加しており、平成22年で減少するも、その後は増加率1%未満の微増傾向となっています。一世帯当人数は令和2年国勢調査では2.78人で平成17年と比較すると約0.5人減と縮小が著しく、核家族化や世帯の多様化が進行しています。

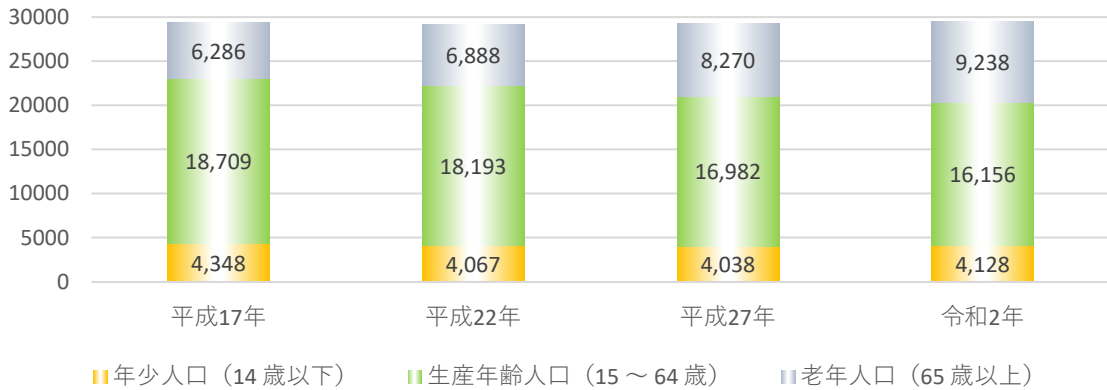
本町の年齢別人口構成は、全国平均に比べ若年層の多いのが特徴です。特に14才以下の年少人口比率は高いものとなっていますが、今後小子化の傾向が強まります。老年人口比率は、すでに、全国、福岡県に比べ高くなっており、着実に高齢化社会が進展していることがうかがえます。

■人口と世帯の推移

項目	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	29,353	29,155	29,306	29,591
老年人口 (65歳以上)	6,286 (21.4)	6,888 (23.6)	8,270 (28.2)	9,238 (31.2) 【28.6】
生産年齢人口 (15～64歳)	18,709 (63.7)	18,193 (62.4)	16,982 (57.9)	16,156 (54.6) 【59.5】
年少人口 (14歳以下)	4,348 (14.8)	4,067 (13.9)	4,038 (13.8)	4,128 (14.0) 【11.9】
世帯数 (世帯)	8,743	9,297	9,767	10,627
世帯規模 (人/世帯)	3.36	3.14	3.00	2.78

(単位：人、%、世帯、人/世帯) ※令和2年【 】は全国平均値
注) 総人口の数値の中に年齢不詳の人口が含まれており、各年齢層別人口の合計と一致しないものがある。

■年齢別人口推移

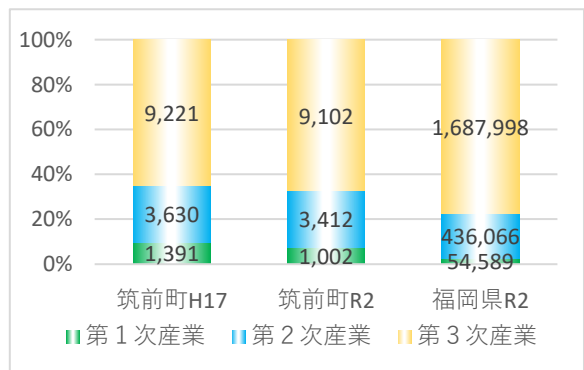


(3) 産業

令和2年国勢調査による本町の就業者総数は13,516人で、平成17年と比較すると減少しています。産業別構成比に大きな変化はなく、第1次産業減少幅が第3次産業増加幅となっています。

福岡県に比べ、本町は第1次、第2次産業の就業者構成比が高く、特に第1次産業の比率は県の約4倍で、農業の盛んな地域となっています。

■平成17年産業別就業者構成



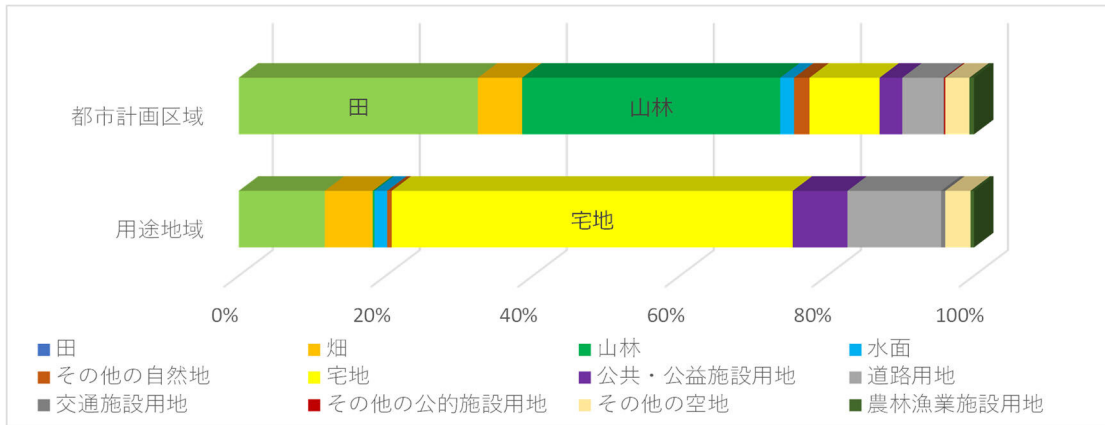
2-2. 筑前町の都市特性

(1) 土地利用

本町の都市計画区域の土地利用状況を、その構成から見ると、田、畑、山林などの自然的土地利用は全体の78%を占め、自然の豊かな町となっています。もっとも大きな土地利用は山林で35.1%、次いで田が32.5%となっています。一方、住宅、商業、工場等の宅地は、9.5%となっています。

用途地域内の、田、畑、山林などの自然的土地利用は77.4haと用途地域の20.8%を占めています。宅地は203ha、54.5%を占めています。

■土地利用別面積構成



資料：令和3年度都市計画基礎調査・土地利用現況面積

- ・北部地域の山地、高原は山林利用が大半を占め、自然環境が良く保全されています。一部、公園、レクリエーション施設が整備されている他、主要地方道沿道で開発行為が見られます。
- ・町の中央部から南部は、平野地形が広がり、田畑等の農耕地、集落地が大半を占めるどかな田園風景が展開しています。
- ・中央部には、国道386号を軸として、住宅、商業、工場が混在した沿道市街地が、連担して分布し、本町の土地利用の特徴となっています。この中で、西部及び東部の市街地は隣接する都市の市街地と連続しています。
- ・この市街地以外にも、田園内には、住宅団地が点在しています。
- ・本町の南部地域は、国道500号沿道に、住宅、工場、商業施設が連続し、帯状の沿道市街地が形成されています。

(2) 道路・交通

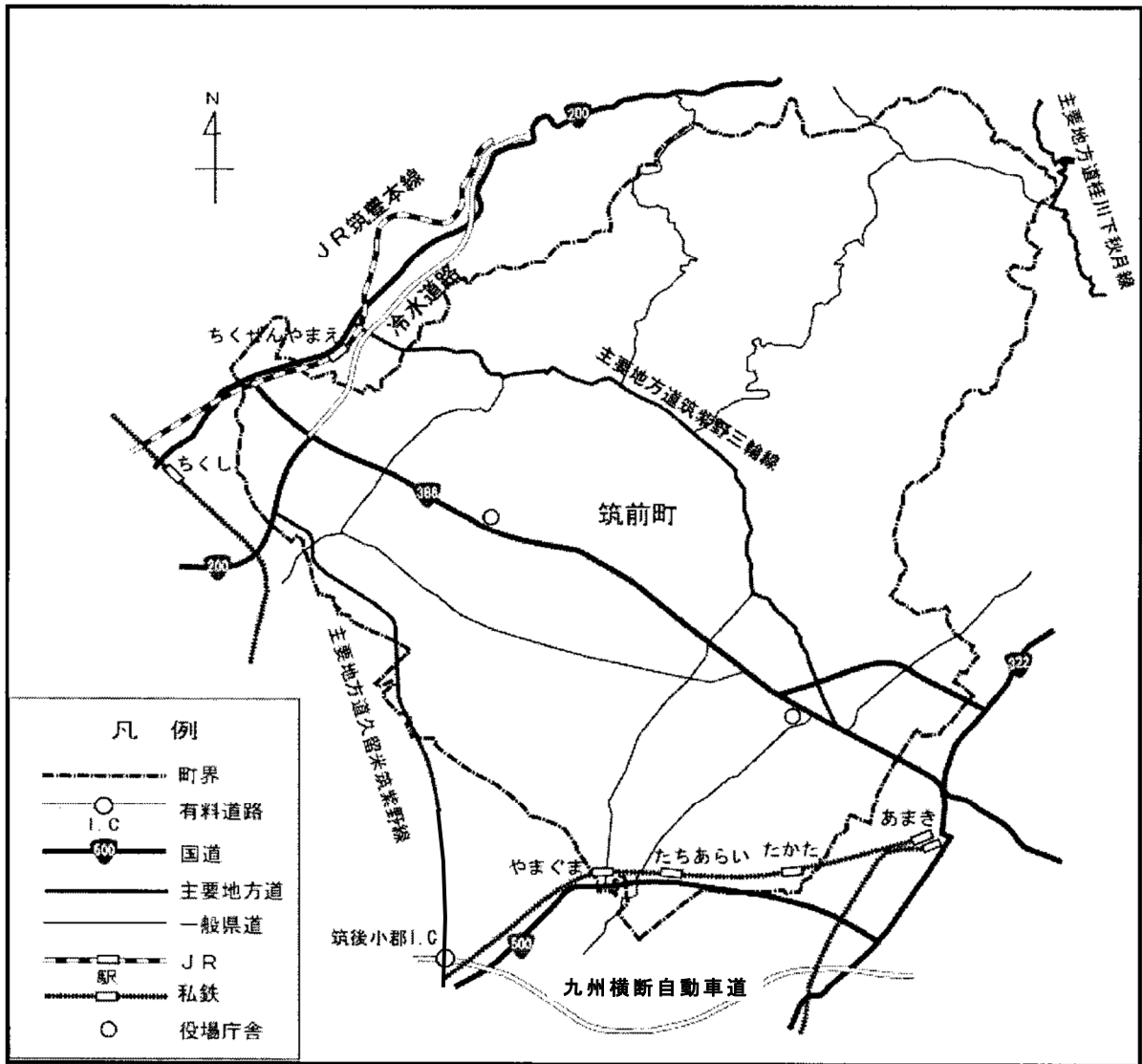
本町の道路網は国道(200号、386号、500号の3路線)と県道9路線を主軸として、町道がこれらの幹線道路を結ぶ基盤の目状のパターンとなっています。特に国道386号は、本町の中央部を東西に走り、広域交通のほか、日常生活線の主軸としての役割も担っています。令和3年の交通量は篠隈において9,539台/12時間です。

鉄道については、佐賀県基山町の基山駅から、本町内の3駅を通過し、朝倉市の甘木駅に至る、甘木鉄道が走っています。本町の西部の筑紫野市には西鉄天神大牟田線及びJR筑豊本線の駅があり、福岡都市圏への通勤・通学に利用されています。

路線バスについては、民間2社の路線が運行し、通勤、通学などに利用されています。中心的なバス停は三輪地区では「新町」夜須地区では「篠隈」となっています。

道路では国道に連なる市街地相互間、さらに市街地と町内幹線道路を結ぶ連絡道路の整備、交通では隣接する主要鉄道駅と町内各市街地を結ぶバスなどの公共交通ネットワークの整備が課題となっています。

■ 筑前町道路・交通網図



(3) 筑前町の都市空間構造

本町は、北に山地を有し、南に扇状地の平野が開けた地形となっています。山地は、森林が良く保全され、良好な自然環境を呈しています。南に向かって開けた平野部は、田園、集落が大半を占め、幹線道路沿道を中心に、市街地が島状に存立しています。この豊かな自然、田園の面的な広がり多心型の市街地が、本町の都市空間を構成する基本パターンです。

この多心型の市街地では、森林、田園等と周囲が接しているため、自然環境を容易に取り込む事が可能です。したがって、恵まれた空間条件を十分に生かしたまちづくりを進めることが課題となります。

さらに、区域区分の指定を行わないため、森林、田園の保全方策も本町の課題です。住宅等の地域だけでなく、森林、田園の各地域が、互いに機能を分担し、自然環境と共生するまちづくりが求められます。

(4) 都市計画の状況

本町の都市計画としては、以下の決定等が施行されています。今後とも、都市計画事業を継続するとともに、まちづくりへの効果的な制度、手法、事業導入を積極的に検討していく必要があります。

①都市計画区域

朝倉筑前都市計画区域 平成 29 年 1 月 24 日適用 (行政区域全域)

三輪地区：旧) 甘木都市計画区域、昭和 18 年 12 月 28 日適用
2,171ha (旧)行政区域全域)

夜須地区：旧) 夜須都市計画区域、昭和 50 年 9 月 1 日適用
4,547ha (旧)行政区域全域)

②地域地区

●用途地域

三輪地区：当初決定、昭和 48 年 12 月 15 日、115.7ha

夜須地区：当初決定、昭和 52 年 4 月 1 日、212.0ha

●準防火地域

三輪地区：当初決定、3.7ha

夜須地区：当初決定、6.0ha

③都市施設

●下水道

- ・三輪中央処理区 (三輪地区) 平成 22 年 3 月 29 日都市計画決定
処理面積 374ha 処理人員 9,010 人、平成 12 年 11 月 1 日部分供用開始
完了予定令和 10 年 3 月 31 日 終末処理場-三輪中央浄化センター、
- ・宝満川上流処理区 (夜須地区) 平成 29 年 4 月 11 日都市計画決定
完了予定令和 8 年 3 月 31 日
処理面積 495.5ha 処理人員 13,850 人、平成 13 年 4 月 5 日部分供用開始

●ごみ焼却場

- ・甘木・朝倉・三井環境施設組合 平成 12 年 3 月 24 日計画決定
筑前町栗田 1.2ha、処理能力 160 t / 日

●ごみ処理場（廃棄物再生処理センター）

- ・甘木・朝倉・三井環境施設組合（サン・ポート）
平成 12 年 3 月 24 日計画決定
筑前町栗田 6.4ha、処理能力 30 t / 日

●公園

- ・筑前町多目的運動公園（6・4・8301）平成 23 年 4 月 27 日計画決定

④そのほか、環境保全に関する条例等

●「福岡県屋外広告物条例」

- ・許可地域（知事）の設定、「国道 200 号バイパス沿道 500m の筑前町の区間」、
「国道 386 号沿道 500m の筑前町の区間」

●まちづくり及び景観形成に関する条例

- ・筑前町ごみ散乱防止条例
- ・筑前町自然環境保全条例
- ・筑前町環境基本条例
- ・筑前町モーター類似施設建築規制条例
- ・筑前町文化財保護条例
- ・筑前町都市公園条例

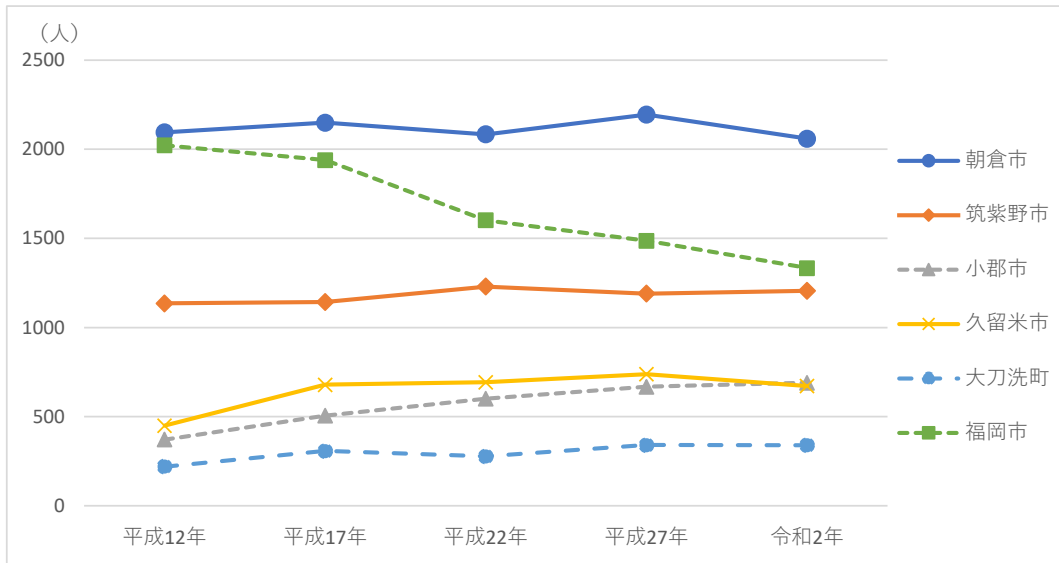
(5) 都市間流動の状況（就業者の流出入状況）

令和2年の国勢調査によれば、就業者でみる流出入率については、流出者が多く71.0%（従業者/就業者）となっています。

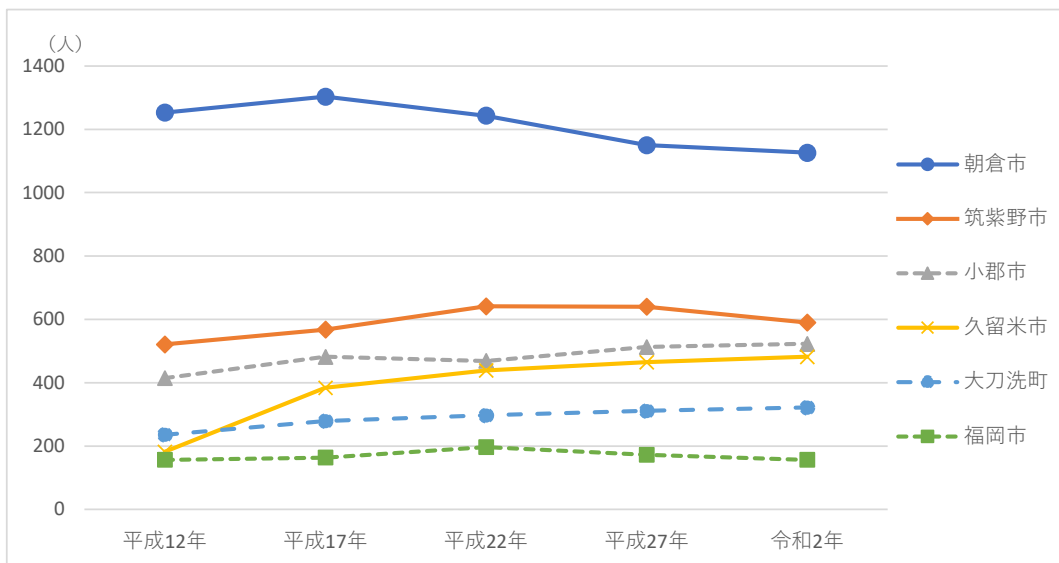
流出先で最も多い市は朝倉市14.8%で、次いで、福岡市9.6%となっています。福岡市への流出傾向が顕著に示されています。

一方、流入先は、朝倉市、筑紫野市、小郡市、久留米市の順となっています。

■ 就業者流出先状況



■ 就業者流入元状況



2-3. 町民ニーズ

町民ニーズについては、過去のアンケート調査から分析、整理します。アンケート（平成17年度総合計画（第1次）策定時に実施）における、「筑前町をどのようなまちにしたいか」といった将来像に関する設問と、「まちづくりで今後力を入れるべきと思うこと」といったまちづくり方針に関わる設問の2点を整理します。

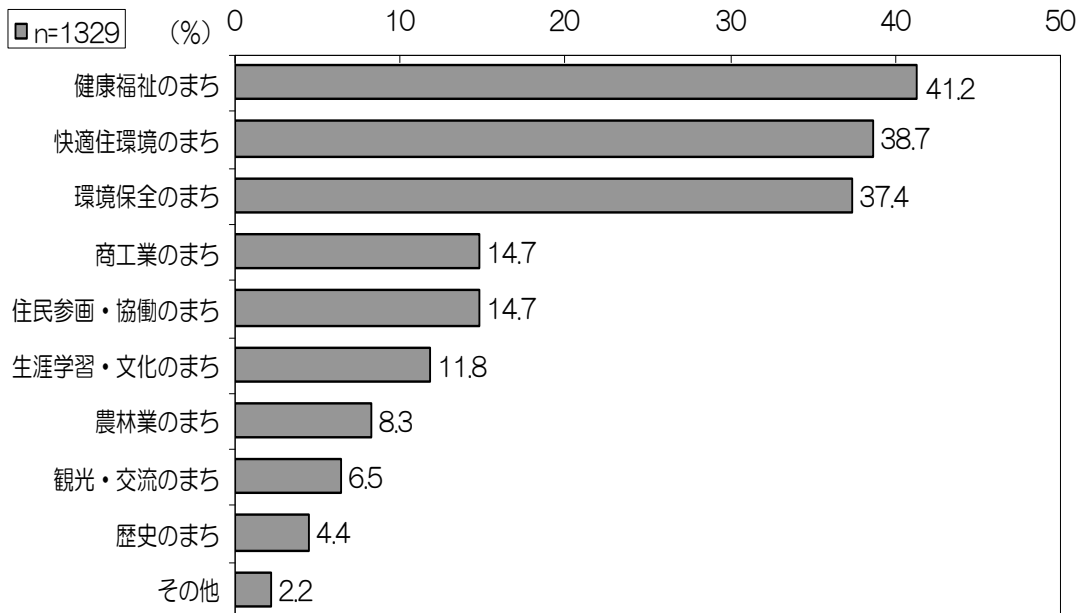
(1) 筑前町をどのようなまちにしたいか

「健康福祉のまち」、「快適住環境のまち」、「環境保全のまち」が3大要望。

今後のまちづくりの特色をたずねたところ、「健康福祉のまち」（41.2%）、「快適住環境のまち」（38.7%）、「環境保全のまち」（37.4%）が僅差で上位を占め、“保健・医療・福祉”や暮らしやすい“住環境”の整備、“環境保全”を重視したまちづくりが求められていることがうかがえます。

そのほかでは「商工業のまち」及び「町民参画・協働のまち」（同率14.7%）、「生涯学習・文化のまち」（11.8%）などの順となっています。

■ 筑前町をどのようなまちにしたいか(全体/複数回答)



(2) まちづくりで今後力を入れるべきと思うこと

「医療体制の充実」及び「高齢者福祉の充実」が僅差で上位を占める。次いで「交通安全・防犯対策の充実」、「児童福祉・子育て支援の充実」、「学校教育環境・幼児教育の充実」が続く。

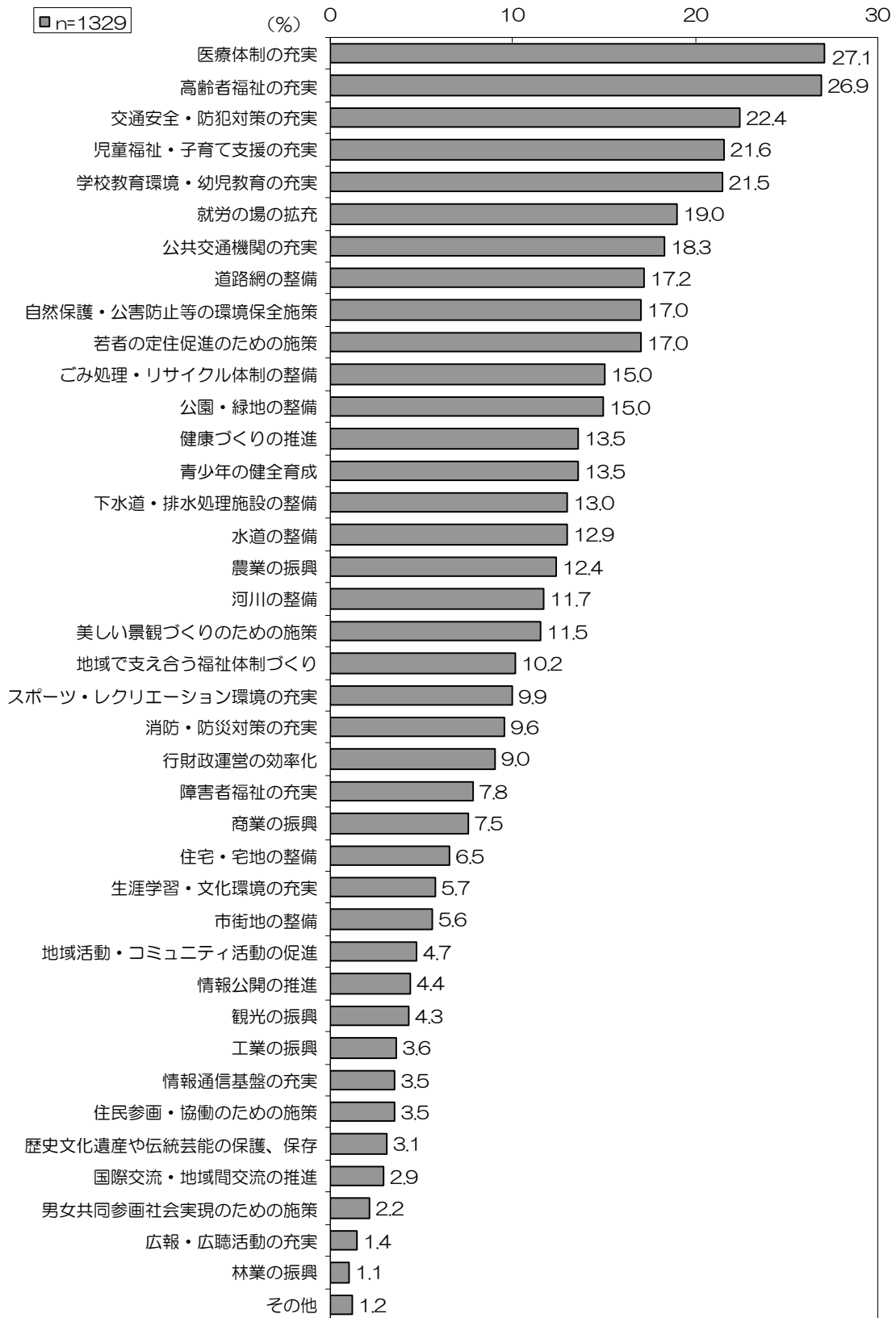
重点的に取り組むべき施策をたずねたところ、「医療体制の充実」(27.1%)及び「高齢者福祉の充実」(26.9%)が僅差で上位を占め、次いで「交通安全・防犯対策の充実」(22.4%)、「児童福祉・子育て支援の充実」(21.6%)、「学校教育環境・幼児教育の充実」(21.5%)が続き、“保健・医療・福祉”を中心に、“安全・安心”、“子育て支援”、“教育”を重視していることがうかがえます。

そのほかでは「就労の場の拡充」(19.0%)、「公共交通機関の充実」(18.3%)、「道路網の整備」(17.2%)、「自然保護・公害防止等の環境保全施策」・「若者の定住促進のための施策」(同率17.0%)などの順となっています。

(3) 町民が描くまちの将来像

町民アンケートから見ると、町民は本町を「住宅都市」として位置づけていると思われれます。希望する都市施策をみても「医療・高齢者福祉」、「安全・安心」、「子育て支援、教育」といった、暮らし、住まい方に関わる事への要望が高く、「快適で健康的な暮らしを満喫できる住宅都市」が、町民が望むまちの姿の一つと考えられます。

■まちづくりで今後力を入れるべきと思うこと(全体／複数回答)



第3章 都市像

3-1. 都市づくりの課題

将来都市像の検討に向けて、全国的な社会動向、福岡県における本町の広域的な位置づけ、上位計画である「筑前町総合計画（第1次）」のまちづくりへの課題、まちづくりへの姿勢を整理します。

(1) 全国的な社会経済動向からのまちづくりの課題

わが国では、今後、人口減少や経済の停滞、少子高齢化の進行、地球環境レベルで取り組む温暖化対策等が課題となっています。

- ・依然として停滞が予測される社会経済動向に対するまちづくりでは、無理な都市空間の拡大を控え、既存の都市空間を充実し、コンパクトで利用効率のよい都市に変換していくことが課題となっています。
- ・人口の減少は多くの市町村に共通する深刻な課題です。本町の個性となっている自然とまちが共生するという魅力を充実し、人口の安定的な社会増を図ることは重要な課題です。
- ・少子高齢化の進行に対しては、高齢者が暮らしやすく、利用しやすく、子どもたちがのびのびと育つまちづくりが課題となっています。
- ・地球環境の保全では、CO₂の削減、エネルギーの有効な利用、自然と都市の共生の観点から、まちづくりのあり方を見直していくことが課題となっています。

(2) 福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針からの課題

筑前町都市計画マスタープランの上位計画として「福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」があります。この方針では、広域的な視点から、本町が属する福岡都市圏域の都市計画に関する基本的な方向性と主要な都市計画の決定の方針が示されています。これを指針として、広域的な連携を図っていく必要があります。

■ 「福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の概要

《福岡都市圏の課題》

- 広域化する生活圏への対応
- 人口減少への対応
- 都市化圧力への対応
- 交流・連携を支える都市基盤整備への対応
- 個性を生かした都市づくりへの対応
- 少子・高齢社会への対応
- 公共交通施策への対応
- 自然環境保全、エネルギー問題への対応
- 防災性の向上への対応
- 都市交通の円滑化の推進
- アジアの交流拠点としての活気あふれる都市づくりの推進
- 利水・治水の促進及び低未利用地の有効活用等による安全で快適な都市空間の整備推進

○先端成長産業の育成・集積及び市町村と連携した工業団地の新規開発促進

○都市近郊型農林業の振興及びこれらの活用による地域交流の促進

《都市づくりの基本理念》

- 1) 持続可能な、快適で魅力ある都市生活を身近な街なかで送ることができる都市づくり
- 2) 安全で快適な生活を支える都市づくり
- 3) 自然環境に囲まれ、環境と共生する都市づくり
- 4) 活気にあふれた個性が輝く都市づくり
- 5) 多様な主体が参画するまちづくり

《都市づくりの目標》

「福岡市を中心とする多心ネットワーク型都市構造の形成により、

国際中枢都市圏を目指す 福岡都市圏」

- ・福岡市中心部の中枢コアからの連携だけではなく、地域コア間を放射環状型の連携軸でネットワークします。
- ・国際交流・物流機能の強化、学術研究機能の集積などを通じて、北九州都市圏と連携しながら国際中枢都市圏の形成を目指します。
- ・本圏域においては、鉄道及びバスにより高い公共交通サービスが提供されており、サービスの維持及び利便性の向上によるコア間の更なる連携強化を進めていきます。

「福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、膨張、拡散の都市づくりから、環境負荷の少ない、コンパクトな都市づくり、緑、自然との共生が大きな方針となっています。

農地、自然の多い本町では、これらとの共生が重要となります。

(3) 「第2次筑前町総合計画」から見たまちづくりへの課題

第2次筑前町総合計画における基本構想は、10年後の筑前町の「将来像」と「将来像実現のための5つの政策」を合わせたものとし、それらをまちづくりの基本的な方向性として示しています。期間はおおむね10年間（2020（令和2）年～2029（令和11）年）です。

《目指す将来像》

緑あふれる 豊かで便利な とかいなか

《5つの政策》

学 ぶ：教育環境の充実、グローバル人材の育成、読書活動の推進 など

守 る：防災・減災対策の充実、交通安全対策の充実、防犯対策の充実 など

稼 ぐ：農林業の振興、商工業の振興、雇用・就労環境の充実 など

支 える：健康で生きがいのある暮らしの実現、食育の推進 など

結 ぶ：コミュニティの活性化、対話・共創の場の創出と活用 など

(4) 筑前町の都市特性とまちづくりへの課題

本町の都市特性とまちづくりの課題を「第2次筑前町総合計画 第2節概況」から整理します。

①社会情勢

町民が安心安全で豊かな生活を送ることができるまちづくりを引き続き進めていくためには、町全体を見渡し、これまでとは違う視点から環境の整備や町のあり方を整理すること、そして、個人の価値観やライフスタイルを見直しながら行動していく必要があります。

②町の人口

社会的な人口減少・少子高齢化は本町も例外ではなく、今後人口構造などが大きく変化していきます。

産業別の就業人口の割合を見ると、農林業に代表される第1次産業は、全体の8パーセントにとどまっており、農林業従事者の高齢化や後継者不足は、筑前町の基幹産業である農林業の維持、振興にとって大きな課題です。

③財政状況

歳入は、町税を増やしていくための企業誘致推進やふるさと納税を増やしていくなど、自主財源確保の取組が必要です。

歳出は、高齢者などの増加による社会保障費や子育て世代への支出が伸びていくことが予測されるため、今後も扶助費は増加が続くと考えられます。そのため、これまで以上に各事業の必要性などを見直し、効果的・効率的に事業を展開していく必要があります。

3-2. 都市づくりの理念と都市像

わが国の社会動向をふまえ、町・県がかかげる上位計画を指針として、本町の都市の特性、課題をもとに、本町の都市づくりの理念と都市像を次のように設定します。

《わが国の社会動向とまちづくりの方向》

- 人口減少、経済の停滞に対応し、拡大を控えた利用効率のよいまちづくり
- 少子高齢化に対し、子どもたちがのびのびと育つまちづくり
- 環境の保全の観点からのまちづくりの見直し



《上位計画からの指針》

■第2次筑前町総合計画

《目指す将来像》

緑あふれる 豊かで便利な とかいなか

《5つの政策》

- 学 ぶ：教育環境の充実 など
- 守 る：防災・減災対策の充実 など
- 稼 ぐ：農林業の振興 など
- 支 える：食育の推進 など
- 結 ぶ：コミュニティの活性化 など

■福岡都市圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

《都市づくりの目標》

福岡市を中心とする多心ネットワーク型都市構造の形成により国際中枢都市圏を目指す

《都市づくりの基本理念》

- 1) 持続可能な、快適で魅力ある都市生活を身近な街なかで送ることができる都市づくり
- 2) 安全で快適な生活を支える都市づくり
- 3) 自然環境に囲まれ、環境と共生する都市づくり
- 4) 活気にあふれた個性が輝く都市づくり
- 5) 多様な主体が参画するまちづくり



《筑前町の都市特性と課題》

- ・森林、田園とまちが共存する姿が本町が誇る固有の資源です。この資源をまちづくりの中で有効に生かし、他の町にはない魅力をつくりだし、町民が住みたい、暮らしたいまちをつくる必要があります。
- ・現在の市街地は幹線道路の沿道に発達した多心型構造となっています。この構造を生かし、無理な拡散を避け誰もが利用しやすい、ほどよいスケールのまちづくりが望まれます。
- ・町民は「快適で健康的な暮らしを満喫できる住宅都市」をイメージしています。

筑前町都市づくりの理念

“輝く緑につつまれた中に、生き生きとした暮らしを楽しむことができる、環境にやさしく、ほどよいスケールのまちを、みんなで力を合わせてつくる。”

都市像

みどり輝く、さわやかな環境共生都市・筑前町

3-3. 都市計画の目標

都市づくりの理念、都市像を実現していく、具体的な都市計画の目標として次に示す7項目を掲げ、具体的なまちづくりのメニューを示します。

都市づくりの理念

“輝く緑に囲まれた中に、生き生きとした暮らしを楽しむことができる、環境にやさしく、ほどよいスケールのまちを、みんなで力を合わせてつくる。”

都市像

みどり輝く、さわやかな環境共生都市・筑前町

目標1：自然と都市が共生したまちを目指す

共生

- ・森林、田園、都市の特性を引き出す空間づくりと、それぞれの有機的な連携が重要です。森林、田園の育成・保全是、都市にうるおいを与えるだけでなく、自然災害から都市を守り、多様な生物を育み、町民の身近な場所に豊かな自然環境を提供します。森林、田園の計画的な保全方策を検討します。
- ・森林、田園、都市の有機的な連携方策として、自然とのふれあいの場づくり、自然散策ネットワークの形成があげられます。都市からは、田園集落地への都市サービスの提供があげられ、連絡交通網の整備が必要です。

目標2：利用しやすく、分かりやすいコンパクトな構造のまちをつくる。

コンパクト

- ・現在の多心型都市パターンを受け継ぎ、各市街地を結ぶ交通網を充実させ、各市街地においてはできるかぎり徒歩で利用できるコンパクトなスケールのまちをつくりまします。
- ・それぞれの市街地では、まとまりを生み出すための公園などシンボルの形成、また並木道などによる軸の形成により、分かりやすい構造のまちをつくりまします。
- ・各市街地は、都市機能の分担とそれぞれの特性をいかした個性あるまちを目指します。
- ・西部、東部にある市街地では、自立したやや密度の高いまちを目指し、中央部の市街地は、本町の中核拠点の形成を目指します。また南部市街地では、工業団地や鉄道駅を中心とした郊外型住宅都市の形成を目指します。

目標 3：新たな産業拠点をつくり、自立するまちを目指します。

自立

- ・現在の九州横断自動車道筑後小郡 IC に近接した交通条件を最大限に活用し、工場団地の整備、企業の誘致を図ります。
- ・地域幹線道路沿道には、本町の主要な産業である農業をアピールした農業産品や加工品の販売センターを配置します。

目標 4：誰もが、安全で快適な暮らしを楽しめるまちを目指します。

安全・快適

- ・コンパクトな市街地の中で、補助幹線道路などを整備し、安全性と利便性を確保します。
- ・過度に自動車利用に頼らなくてもいいように、またバリアフリーの考え方も念頭におきながら、徒歩圏内に商業、医療・福祉、行政、コミュニティ施設などが配置されたまちをつくります。
- ・住宅と工場の混在を解消するため、工場の移転先を確保し、土地利用の誘導を図ります。
- ・身近な場所に住区公園、城山に本町の中央公園（都市基幹公園）の配置を検討します。
- ・整備が遅れている上水道施設を優先的に整備します。

目標 5：環境負荷の少ない、環境にやさしいまちを目指します。

環境保全

- ・自動車の利用を控えるため、バス、鉄道などの公共交通機関のサービス向上を図ります。また、鉄道駅に近い南部地区に、住環境保全に配慮した住居系用途地域を指定して快適な市街地形成を図ります。
- ・新産業拠点の形成により、職住近接の快適なまちをつくります。
- ・本町の多心型都市構造の利点を生かし、市街地周辺の自然環境を活用してヒートアイランドの防止など、環境保全を図ります。
- ・通過交通の多い幹線道路では、周辺の自然環境に配慮した整備を検討します。

目標 6：福岡都市圏の中で、筑前町らしさのある住宅都市を目指します。

住宅都市

- ・ゆったりと住むことのできる宅地規模の大きな住宅地を提供します。
- ・まちの中で土とのふれあい、田園の散策が楽しめるまちを目指します。
- ・身近な場所で、気軽に自然とのふれあいが楽しめるまちをつくります。

目標 7：町民・事業者・行政が協働でまちづくりを進めます。

協働

- ・計画の段階から、町民、事業者が参画し、町民・事業者・行政が協働でまちづくり、育てます。
- ・まちづくりに関係する多くの機関、団体の参画を図ります。

3-4. 都市のフレーム

都市づくりの理念、都市像をふまえ、目標年次における都市フレームを設定します。

(1) 人口・世帯

①都市計画区域内人口

本町が位置する大福岡ブロック圏は、九州の商都として発展を続け、今後とも都市化の圧力による人口の増加は緩やかに続くものと予測されています。

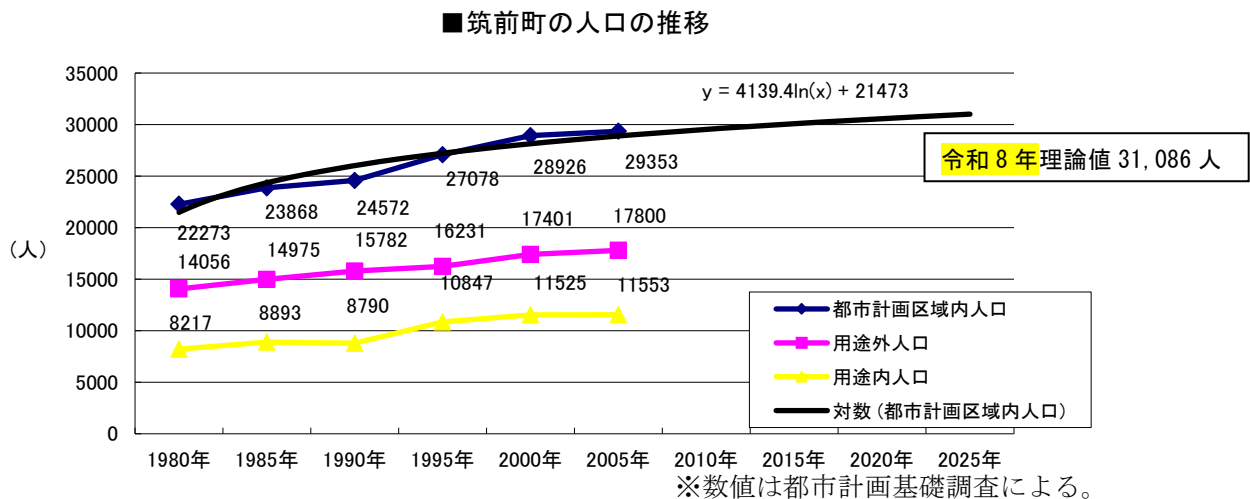
しかし、わが国においては平成 17 年をピークに「人口減少時代」を迎えています。ちなみに、20 年後の令和 8 年には約 7.25%の減少が予測されています。(資料：国立社会保障・人口問題研究所の「将来推計人口（平成 18 年 12 月推計）」)

本町の人口は平成 17 年の国勢調査において、29,353 人となっており、平成 7 年から平成 17 年の 10 年間では、2,275 人の増、増加率は 8%となっています。

近年は、この増加率も鈍っています。近年の人口推移の趨勢から、理論的な予測をすれば、平成 28 年（2016 年）では 30,000 人弱、令和 8 年（2026 年）では、31,086 人程度と予測されます。

総合計画（第 1 次）においては、本町の将来の居住環境の充実や都市の整備を考慮し、目標人口として概ね 10 年後、平成 28 年（2016 年）の総人口を 33,000 人と設定しています。

本計画の計画期間は 20 年です。今後の人口減少時代と大福岡ブロック圏における産業・人口の集中を総合的に勘案し、20 年後の令和 8 年（2026 年）においても、この 33,000 人を維持するものと仮定し、人口フレームを設定します。



■ 都市計画区域内人口フレーム

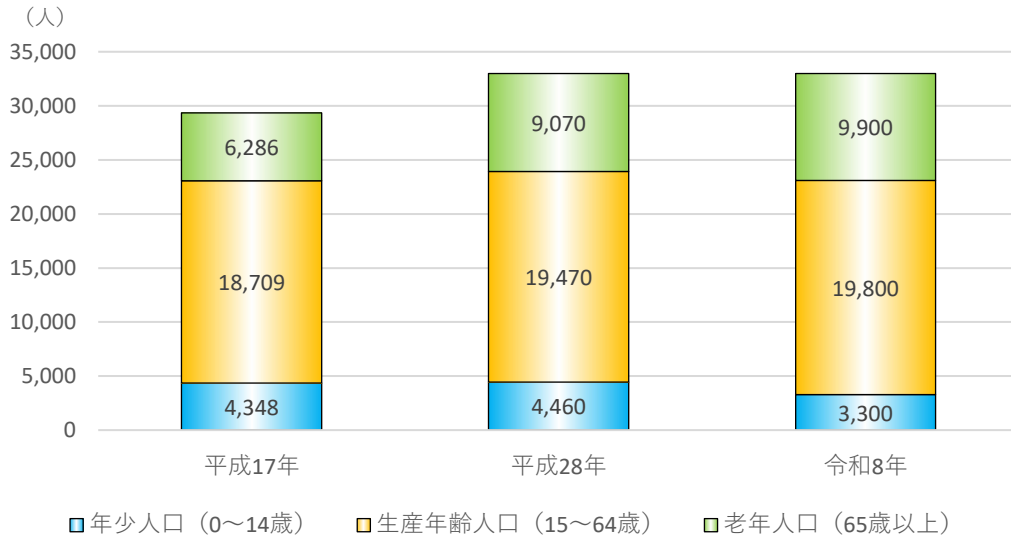
令和 8 年（2026 年）都市計画区域内人口 : 33,000 人

②年齢別人口

本町の年齢別人口構成は全国平均に比べ若年層の多いのが特徴です。総合計画（第1次）に示された年齢別階層人口の予測においても、平成28年では、国の平均値より、若干年少人口比率の高いものとなっています。しかしながら、徐々に国の平均に近づくものと予測され、令和8年では、国の平均値（14才以下9.9%、15～64才59.4%、65才以上30.7%）に近い14才以下10%、3,300人、15～64才60%、19,800人、65才以上30%、9,900人と設定します。

国の平均値の資料：国立社会保障・人口問題研究所の「将来推計人口（平成18年12月推計）」

■年齢別人口フレーム



	平成17年	平成28年	令和8年
老年人口(65歳以上)	6,286	9,070	9,900
生産年齢人口(15～64歳)	18,709	19,470	19,800
年少人口(0～14歳)	4,348	4,460	3,300
総人口	29,343	33,000	33,000

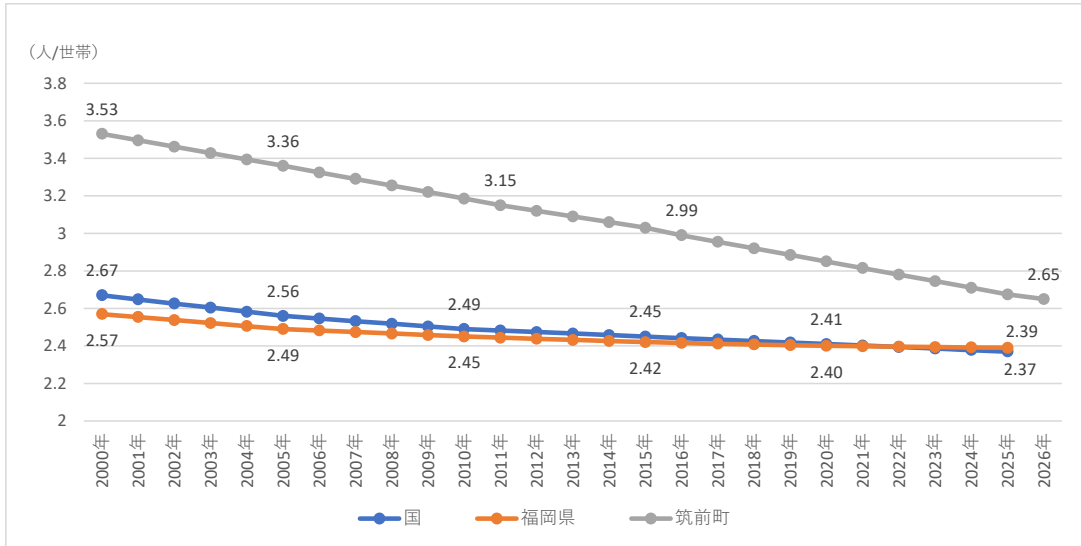
※平成17年の総人口は年齢不詳の10人を除く

③世帯数

本町の世帯は、平成 17 年（2005 年）の国勢調査結果では、3.36 人／世帯と、県平均 2.49 人／世帯より大きな規模となっています。

総合計画（第 1 次）では、平成 28 年（2016 年）では 2.99 人／世帯、11,040 世帯と設定しています。本計画の目標年度である令和 8 年（2026 年）では、現在の趨勢から、約 2.65 人／世帯、12,500 世帯と設定します。

■筑前町世帯規模の推移



■都市計画区域内世帯フレーム

令和 8 年（2026 年） 筑前町世帯数：12,500 世帯

④人口と用途地域

本町には現在、327.7ha の用途地域があり、用途地域内の総人口に占める割合は、過去ほぼ一定の割合で 40%前後となっています。本町では、用途地域外においても人口が増加し、農地の転用等による住宅建設の増加が特徴の一つとなっています。

しかし、まとまりのある土地利用、都市施設の効率的な整備を考慮すれば、用途地域内において、将来の社会増加人口を集中して受け入れる必要があります。

このようなことから、20 年後の令和 8 年（2026 年）における町の人口 33,000 人については、現在からの人口増加分は市街地の活性化を期待し、できるかぎり用途地域内人口として受け入れ、そのための土地利用の規制・誘導を図り、都市施設の整備を進めていきます。

世帯規模の縮小に伴い、用途地域内では、既存の世帯の核家族化及び増加人口等の要因により世帯が増加します。用途地域外でも、既存の世帯の核家族化による世帯の増加が見込まれます。両地域において住宅の整備が必要となります。

なお、平成 28 年からは総人口は 33,000 人で一定と予測され、用途地域内、用途地域外とも同数の人口となります。

(2) 都市計画区域の規模

現在筑前町における都市計画区域は、甘木都市計画区域（2,171ha）と夜須都市計画区域（4,547ha）の2つの区域に分かれていましたが、平成29年度に朝倉筑前都市計画区域として、朝倉市と一体となった広域都市計画区域として、区域の見直しが行われました。

(3) 将来市街地（用途地域）の配置

●用途地域の拡大の方針

《既存住宅地の用途地域への編入》

- ・既存の用途地域に連続する住宅地、公共施設等を市街地（用途地域）に編入し、適正な土地利用の誘導と住環境の保全を図ります。

《市街地進行地域を新たに用途地域に指定》

- ・南部の国道500号及び甘木鉄道沿線では、既に宅地化が著しい場所や、計画的な大規模住宅団地開発が進行しています。こうした地域に住環境の保全、新たな住宅地の誘導等から、住居系の用途地域の指定を図ります。

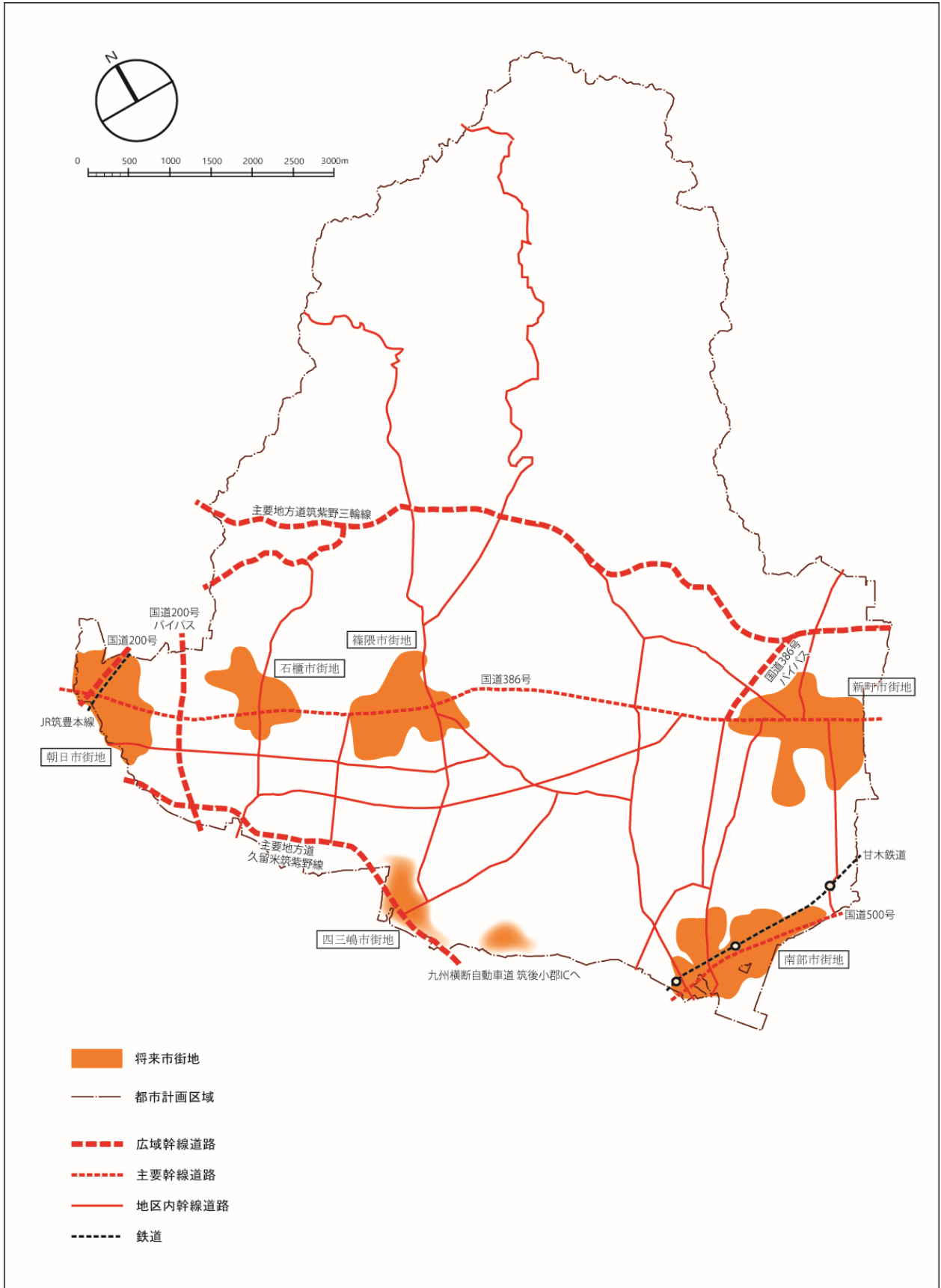
《新市街地の形成による用途地域の指定》

- ・九州横断自動車道、筑後小郡ICへのアクセス道路である主要地方道久留米筑紫野線沿道に新たな本町の産業拠点として、企業の誘致を図ります。土地利用の純化、生産環境の保全の観点から、工業系用途地域の指定を検討・調整します。

●将来市街地と土地利用

- ◆朝日市街地：住居系、沿道サービス系
- ◆石櫃市街地：住居系
- ◆篠隈市街地：住居系、商業系
- ◆新町市街地：住居系、商業系
- ◆四三嶋市街地：工業系
- ◆南部市街地：住居系、工業系

■将来筑前町市街地配置図



第4章 全体構想

4-1. 都市整備の方針

(1) 筑前町が目指す都市空間構造の基本的考え方

本町における都市空間構造は、“森林”“田園集落”“まち”の3つのゾーンが共生する空間構成が基調となります。この基本的な都市空間構成をベースに、環境負荷の少ないコンパクトな都市構造が展開し、自然とまちが共生する都市を目指します。

この都市空間構造の効果を高めるためには、各ゾーンの資源、特性を充実させるとともに、水、緑、道などにより有機的な連携・循環の仕組みをつくることが重要です。

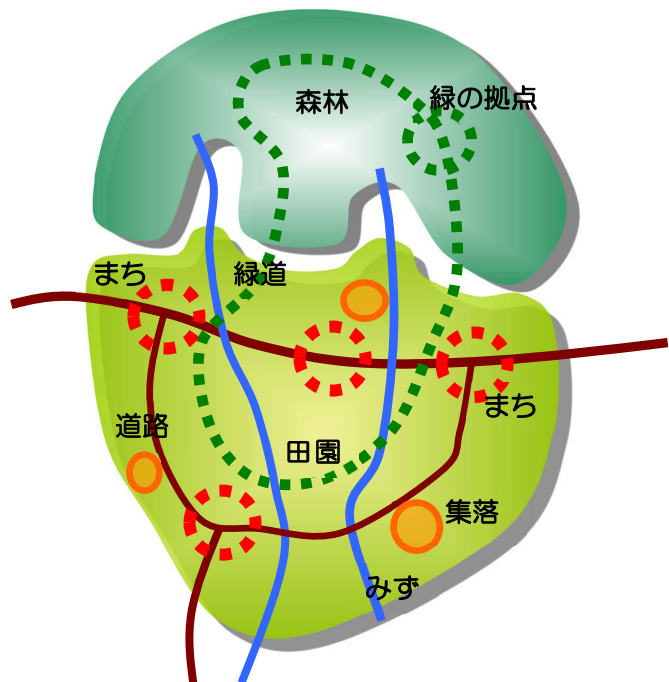
多心型の都市構造においては、各市街地において日常的な都市サービス機能を充実し、まちの核、まちの軸によるまとまりをつくり、根幹的な都市機能を分担し、交通サービスによる連携を図ることが重要です。

さらに、田園が市街地を囲む都市構造では、うるおいのあるまちづくりに向けて田園とまちが明確な土地利用を形成していく必要があります。

各ゾーンの特性と役割

- 森林：豊かな自然環境の形成
レクリエーション空間の提供
地域の環境保全（空気、水、風景）
- 田園集落：食の生産、基幹産業の基盤
レクリエーション空間の提供
地域の環境保全（空気、水、風景）
- まち：都市生活サービスの提供
生活空間の形成
地域への利便性、快適性の提供

■筑前町の都市空間構造概念図



(2) 各ゾーンの特性を生かしたゾーン形成の考え方

本町の自然特性、都市形成を考慮した3つのゾーンを構成し、計画的な土地利用を推進します。

①森林ゾーンの役割と土地利用推進の考え方

- ・森林ゾーンは、森林の有する環境保全機能（水源涵養機能、土砂流出防止、大気浄化、生態系の維持等）などがあり、他の2つのゾーンの機能の維持と密接な関係をもっています。
- ・本町の森林には、夜須高原記念の森や国立夜須高原青少年自然の家などがあり、都市住民へ森林レクリエーションの場を提供している役割があります。
- ・森林の位置する北部山地は筑紫野平野の背景を構成し、良好な自然景観を形成しています。

《計画的な土地利用の推進》

- ・本町の森林ゾーンは北部の山地及び、南部の城山周辺を位置づけます。
- ・自然環境保全条例等により生態系に配慮した森林保全を図るほか、計画的な造林・保育等の森林施業を促していきます。

②田園集落ゾーンの役割と土地利用推進の考え方

- ・田園集落ゾーンは、町の基幹産業である農業の基盤である農地が大半を占め、重要な機能を担っています。またそこに広がる集落は、農業を守り続けている人々の生活の営みや本町の歴史・風土を物語っています。
- ・田園は都市住民を対して土とのふれあい、田園散策などのレクリエーションの場を提供する機能があります。
- ・広々とした豊かな田園は心を癒し、生活に潤いを与える機能を有しています。
- ・水田は地下水が浸透し、還元補給機能も有しています。

《計画的な土地利用の推進》

- ・本町の中央部から南部の平野部の大半は田園集落ゾーンです。美田と趣のある集落地を保全し、自然と市街地が調和した土地利用を進めます。
- ・農地法による農地の不法転用防止、農振法（農業振興地域の整備に関する法律）による農地の適切な土地利用の推進などで農地の保全を図るほか、都市計画においても田園環境に調和した建築活動の誘導を検討していきます。

③まちゾーンの役割と土地利用推進の考え方

- ・まちゾーンは、福岡広域都市圏における良好な住宅地を提供しており、これに都市のにぎわい、交流空間の提供、商業・娯楽機能、飲食・サービス機能の提供を加え、本町の活力を示しています。
- ・公共公益的サービスとして、行政、文化、教育、医療、福祉機能があります。
- ・本町では流通、工業の生産機能も加わります。

《計画的な土地利用の推進》

- ・まちゾーンは用途地域が対象であり、相互の連携を図りつつ、それぞれの特性を生かした土地利用を図っていきます。

- ・まちゾーンでは、土地利用の混在を避け、効果的な土地の利用と良好な都市環境の形成を図ることが最も重要です。本町では用途地域の指定による建物用途の規制を中心に計画的な土地利用を推進していきます。

(3) 都市活動・交流の場、水と緑の拠点形成の考え方

本町では、都市空間構造に示したように、3つのゾーンと多心型の都市構造を目指します。活発な都市の活動を生み出す中心拠点を効果的に配置します。こうした拠点として都市活動・交流のまちの拠点と森林・田園などの自然とのふれあいの拠点の2タイプを整備していきます。

①都市活動・交流のまちの拠点づくり

■メイン拠点

- ・篠隈都市交流中核拠点：本庁舎、コスモスプラザを中心に行政・コミュニティの拠点を形成し、交流施設の集積を図り、本町のシンボル拠点とします。
- ・新町文化交流拠点：総合支所、めくばーるを中心に、文化・コミュニティの拠点を形成し、文化施設の集積を目指します。

■サブ拠点

- ・朝日都市ゲート拠点：福岡市からの本町のゲートとなる場所であり、本町の顔となる印象的な街並みをつくります。
- ・南部生活交流拠点：甘木鉄道太刀洗駅周辺を、住宅市街地の生活サービス拠点として、商業施設等の集積を図ります。
- ・石櫃地域コミュニティ拠点：石櫃市街地の中央部、国道386号沿道に地域の交流の拠点となる場の整備を図ります。
- ・四三嶋新産業活性化拠点：筑後小郡ICへのアクセス道路沿道には、自立都市を目指す本町の新生産拠点を形成し、積極的に工業系企業の誘致を進めます。

②自然、歴史とのふれあいの拠点づくり

- ・筑前町多目的運動公園：古墳、城山、運動公園が一体的に整備された、本町を代表する公園を交流拠点に位置づけます。
- ・夜須高原記念の森拠点：良好な北部山地の森林とのふれあい拠点を形成します。
- ・溪流公園拠点：森林ゾーンと田園集落ゾーンの境界付近の溪流公園を自然とのふれあい環境学習の拠点に位置づけます。
- ・風致、近隣公園拠点：ため池を活用した風致公園、各住区に設ける近隣公園を身近な自然とのふれあい、町民の交流拠点に位置づけます。
- ・農業ふれあい拠点：主要地方道筑紫野三輪線（山麓線）沿道に本町の農業をアピールする、PR拠点を配置します。

(4) 生活・交流を支えるネットワークの考え方

広域的な交流から町内の身近な生活を支える交通の円滑なネットワークを形成します。

①交通ネットワークの形成

■道路のネットワーク

- ・東西幹線道路網：国道 386 号バイパス～主要地方道筑紫野三輪線（山麓線）、国道 386 号～国道 200 号、国道 500 号～主要地方道久留米筑紫野線（産業道路）を本町の東西方向の幹線道路と位置づけ、町内の連絡幹線、本町と福岡都市圏や久留米広域圏、朝倉市等を結ぶ基幹的な地域間連絡道路と位置づけます。
- ・南北・東西補完幹線道路網：東西幹線道路を南北・東西方向に補完して結び、グリッド状の道路網を構成します。この補完幹線道路として、国道 200 号バイパス、県道山家西小田線、県道三箇山山隈線、県道女男石野町線、県道久光西小田線、及び主要な町道を位置づけます。

■公共交通機関ネットワーク

- ・甘木鉄道の利便性向上：町内にある甘木鉄道駅の利用者の増加を住宅地の誘導などにより図り、沿線自治体との連携のもとに、鉄道支援体制を強化、利便性の向上を目指します。
- ・コミュニティバス運行：高齢者や障害者などの利便性の向上を目指し、また、市街地の連絡連携手段としてコミュニティバス等の運行を検討します。

②水と緑のネットワークの形成

- ・田園散策ネットワーク：まちゾーンを基点に、町内の田園、拠点公園を結ぶ田園散策ネットワークを整備し、本町ならではの健康的な生活の魅力を演出します。
- ・北部山地観光ネットワーク：北部山地、夜須高原は、県立、国立の自然観光レクリエーション施設が立地し、広域から利用する観光地ともなっています。現在、これらの施設を結ぶ県道がループ状に整備されており、観光ネットワークとして今後とも位置づけます。沿道における開発規制、広告物規制、森林の保全管理に努めます。

4-2. 実現のための主要課題

(1) 区域区分を指定しない本町では、土地利用の規制・誘導方策に工夫が必要です。

本町は市街化の動向から、市街化区域等の区域区分を定めていません。このため特に用途地域が定められていない区域では計画的な土地利用推進への工夫が必要です。

北部の森林ゾーンでは、自然環境の保全に町の条例が有効に機能している実績があります。今後は、まちの特性となっている田園の保全方策を特に検討していく必要があります。田園は農用地指定により保全が図られていますが、農用地に指定されていない場所も点在しており、田園と調和する建築活動の誘導なども課題となっています。

(2) 都市施設整備、都市基盤整備の事業手法について本町独自の方策が必要です。

現在、本町における都市計画事業は、平成 12 年度にごみ処理場「サン・ポータ」、平成 23 年度に「筑前町多目的運動公園」の 2 施設を整備しています。

本町では骨格となる道路は国、県道が多く、すでに整備が進んでいます。また基盤整備については、分散した市街地のため規模が小さく、古くからの集落地の町割りが残り、民間による開発行為が市街地の多くを形成してきた経緯があります。

今後は、分散した市街地の都市環境の充実が必要となります。既存施設を生かした道路等の改良、小規模公園の整備などで、既存の都市計画の施設基準をさらに工夫した施設整備などを検討していく必要があります。

(3) 町民、関係機関、行政が協働で育てるまちづくりを目指します。

今日のまちづくりは、行政単独での実現は困難です。計画の段階から、町民も参加し、まちづくりを理解し、事業への協力、事業完了後の管理運営などで、幅広い協力が必要です。

さらに、町民、自治会だけでなく、事業者、商工会、農業協同組合、各種協議会、関係団体、NPOなど多くの人や団体との連携が必要です。

また、子どもにまちづくりの夢を与える教育機関の参加も重要です。こうした多くの人と団体の役割、責任を明確にし、協働してまちを育てていく必要があります。

4-3. 将来土地利用計画

(1) 土地利用の基本的考え方

- ・将来都市像、空間構造の実現に向けて、理想とする土地利用の純化を目指したものとします。
- ・基本的な3つのゾーンのエリアを守り、ゾーンの特性に調和した土地利用を誘導、配置します。

(2) 将来土地利用計画

土地利用区分としては、概ね次の10のタイプを設定します。ゾーン別に、土地利用区分、土地利用の方針、対象エリアを示します。

森林ゾーン

- **自然環境保全地域：** 良好な森林を対象に、今後とも自然環境の保全を図ります。防災、環境保全、景観形成のための自然的土地利用を図る地域です。

《対象地区》 北部山地及び南部の城山周辺に配置します。現在、筑前町自然環境保全条例による自然環境保全地域が概ねの範囲です。

《誘導・促進》 上記条例による自然環境保全地域の指定を基本とします。環境機能、防災機能、景観機能を重視し、自然的土地利用を促進して環境の保全に努めていきます。
- **自然環境活用地域：** 自然環境地域との調和に配慮しつつ、樹林地、草原、水辺の自然環境を活用し、町民に健康的な野外レクリエーション活動の場、身近な自然とのふれあいの場となる土地利用を図る地域です。

《対象地区》 北部山地では、県立夜須高原記念の森、国立夜須高原青少年自然の家、ゴルフ場、溪流公園、ため池を生かし計画されている風致公園が対象です。城山周辺では、整備が予定される運動公園周辺が対象です。

《誘導・促進》 自然環境保全地域と同様に、自然環境保全条例による自然環境保全地域の指定を基本とし、自然環境を活用した土地利用を促進します。

田園集落ゾーン

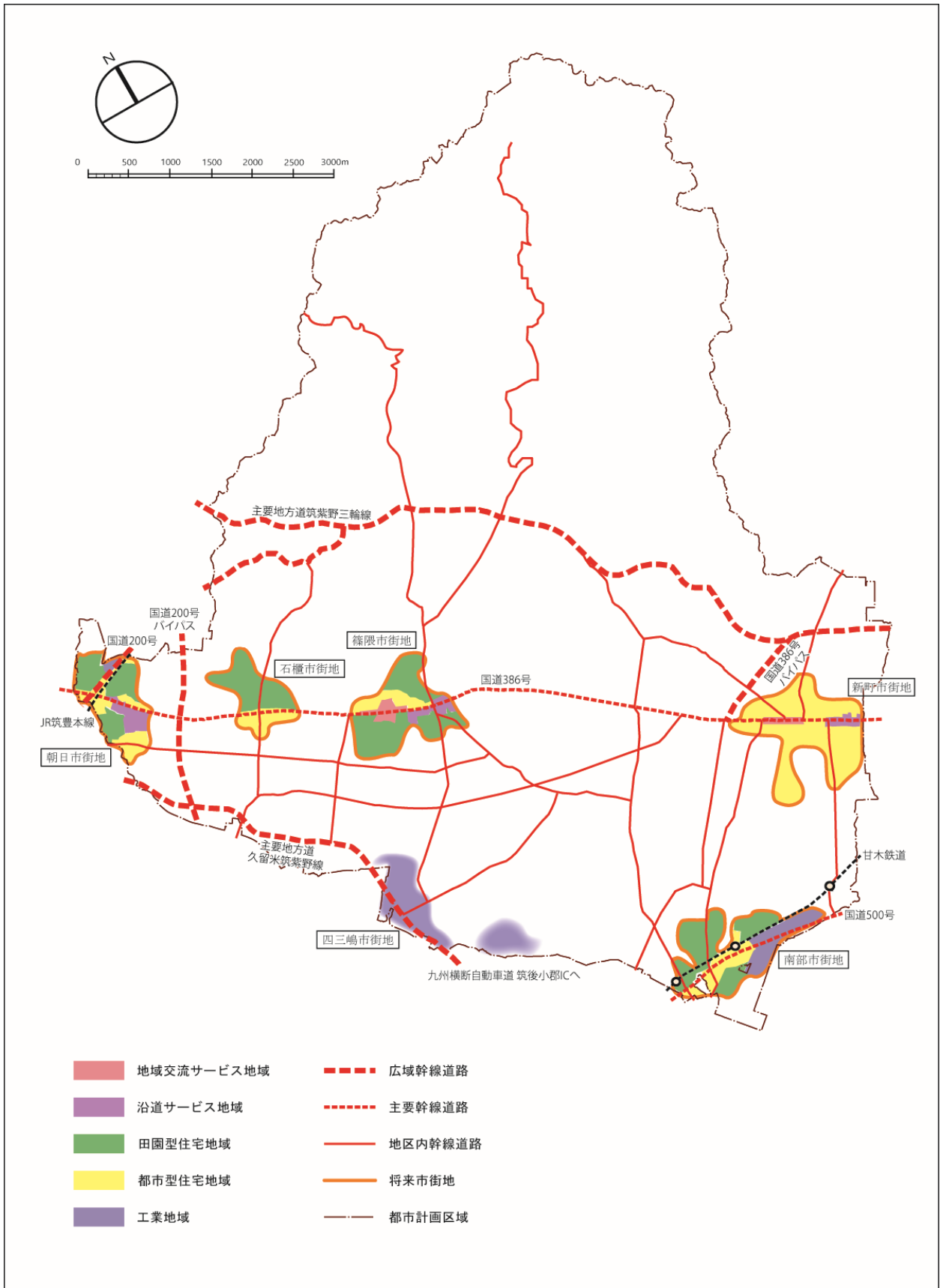
- 田園農地保全地域**： 産業としての農業を支え、本町の個性的なうらおいのある都市環境の背景を構成し、田園散策等のフィールドとなります。将来にわたり、保全に努めます。
- 《対象地区》 市街地を包むように分布している平野部の優良農地が対象です。大半の農地は現在、農振農用地の指定となっています。
- 《誘導・促進》農振農用地についてはその指定を存続することを基本とします。また、良好な自然環境を有するため池に対し、風致地区の指定を検討します。
- 集落地域**： 本町の集落地は、北部山地の山麓集落と平野部に分散した田園集落があります。山地や田園に囲まれた、風情のある美しい集落の姿となっています。
- 《対象地区》 用途地域が定められていない区域の農家住宅を中心に集合した地区が対象です。
- 《誘導・促進》現在多くの集落地には、特に規制はありませんが、周辺の田園環境に調和した建築活動の誘導について地区計画の活用等を検討していきます。
- 沿道集落地域**： 国道などの幹線道路沿道にある用途地域無指定の沿道サービス施設の集積した集落地が対象ですが、多心型のコンパクトな市街地の形成を考慮し、将来は田園と調和した、土地利用への転換を誘導します。
- 《対象地区》 国道 386 号沿道が主な対象です。
- 《誘導・促進》農用地の指定のほか、周辺の田園環境に調和した建築活動の誘導について地区計画の活用等を検討していきます。

まちゾーン

- 地域交流サービス地域**： 篠隈、新町市街地の中央部に配置し、商業・業務サービス、飲食、行政、福祉、文化、交流などの都市サービスを提供する地域です。車利用にも対応する施設づくりと、公共施設の集約的な配置により利便性を高めます。本町には、面的な商業地は少なく、既存の沿道型の商店街が中心となります。幹線道路への並木などの道路環境整備により、商店街の振興に役立てます。
- 《対象地区》 国道 386 号沿道市街地が主な対象です。
- 《誘導・促進》行政施設を核とした土地利用を図り、既存の商業系用途地域へ施設を効果的に集約します。

- 沿道サービス地域： 沿道市街地の中に発達した、商業、飲食、修理工場などの沿道サービス施設の集積を図る地域です。既存の工場については、工業団地への移転を誘導します。
- 《対象地区》 国道 386 号沿道市街地が主な対象です。
- 《誘導・促進》 既存の準工業地域の一部に、沿道サービス施設の集積を図ります。
- 工業地域： 本町の自立性を高める工業の集積を図る土地利用です。職住近接の効率のよい都市活動を展開します。現在の市街地内の工場と住宅の混在の解消も図ります。
- 新たに検討を進める工業地域では、道路、下水道、職場公園、緩衝緑地等の基盤整備についても、土地区画整理などの基盤整備事業、都市計画施設整備事業の導入などを検討していきます。
- 《対象地区》 主要地方道久留米筑紫野線沿道及び朝倉市の工業地域と連担する国道 500 号沿道の既存工場集積地に配置します。
- 《誘導・促進》 工業系の用途地域の指定を検討し、工業系の土地利用を促進します。
- 田園型住宅地域： 本町の個性を示す土地利用です。郊外の田園地域の特性を生かし、ゆったりとした低密度な住宅地の形成を目指します。道路、公園、上・下水道などの整備を優先して行います。
- 《対象地区》 田園に囲まれた住宅市街地が対象です。
- 《誘導・促進》 低層住居専用地域の用途地域指定とし、最低敷地規模、壁面線指定等の規制を加え、良好な住宅地の誘導を図ります。
- 都市型住宅地域： やや密度の高い、集合住宅なども立地できる都市型の住宅地を目指します。道路、公園、上・下水道などの整備を優先して行います。
- 《対象地区》 隣接市と連続する、西部、東部及び南部の密度の高い住宅地が対象です。
- 《誘導・促進》 住居系用途の中で、高密度利用の住居地域の用途地域指定を行います。地区計画等により用途の純化を検討していきます。

■まちゾーンにおける土地利用計画



4-4. 都市施設整備計画

(1) 道路・交通の整備方針

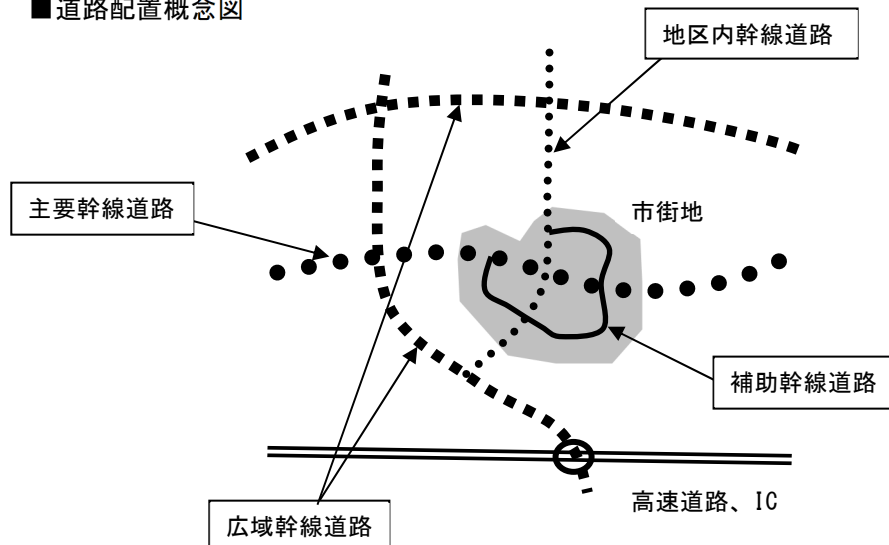
①道路・交通整備の基本的考え方

- ・通過交通対応の広域幹線道路の早期開通を目指します。
- ・広域幹線道路を補完し、都市間交通に対応しつつ、本町の骨格を形成する主要幹線道路を親しみやすい道路として再整備します。
- ・森林、田園集落、まちを結び地区内幹線道路網をグリッドパターンで整備します。
- ・市街地内の安全性、利便性を高める補助幹線道路を整備します。
- ・生活利便性を高め、自家用車利用の削減につながる公共交通サービスの充実を図ります。

②道路交通の整備方針

道路交通の整備方針として、対象路線、道路整備規格等を検討します。

■道路配置概念図



《広域幹線道路》

- 主要地方道筑紫野三輪線（山麓線）、国道 386 号バイパス
- 主要地方道久留米筑紫野線（産業道路）
- 国道 200 号、国道 200 号バイパス

これらの道路は通過交通に対応し、九州横断自動車道へのアクセス道路として位置づけます。計画的な市街地整備以外は沿道の開発を控えます。沿道の樹林地等は保全し、大気の浄化を図ります。

《主要幹線道路》

- 国道 386 号
- 国道 500 号

これらの主要道路は、市街地内を通過し、都市軸ともなっています。通過交通の広域幹線道路への転換を促進し、並木など道路環境整備の検討、また都市の軸にふさわしいシンボル景観をつくるよう検討します。

《地区内幹線道路》

- 県道及び幹線町道

これらの地区内幹線道路は、特に市街地内では、歩道を併設し、歩いて利用できるコンパクトな市街地の形成を図ります。

《補助幹線道路》

- 町道

本町の市街地は、かつての集落の道、あるいは民間開発による細街路があり、狭あいでも路的なパターンも存在しています。歩道付きの補助幹線道路を主要幹線道路、地区内幹線道路からループ・クラスター（輪状の房）状に整備し安全で快適なまちをつくります。この補助幹線道路は既存の道路の拡幅、昔ながらの姿を残す変化のある線形で親しめる道路デザインとします。

③公共交通サービスの整備方針

高齢者が安全に快適に暮らせる生活の足として、また通勤・買い物などの自家用車利用の削減につながる公共交通サービスを充実します。

《鉄道・バス運行》

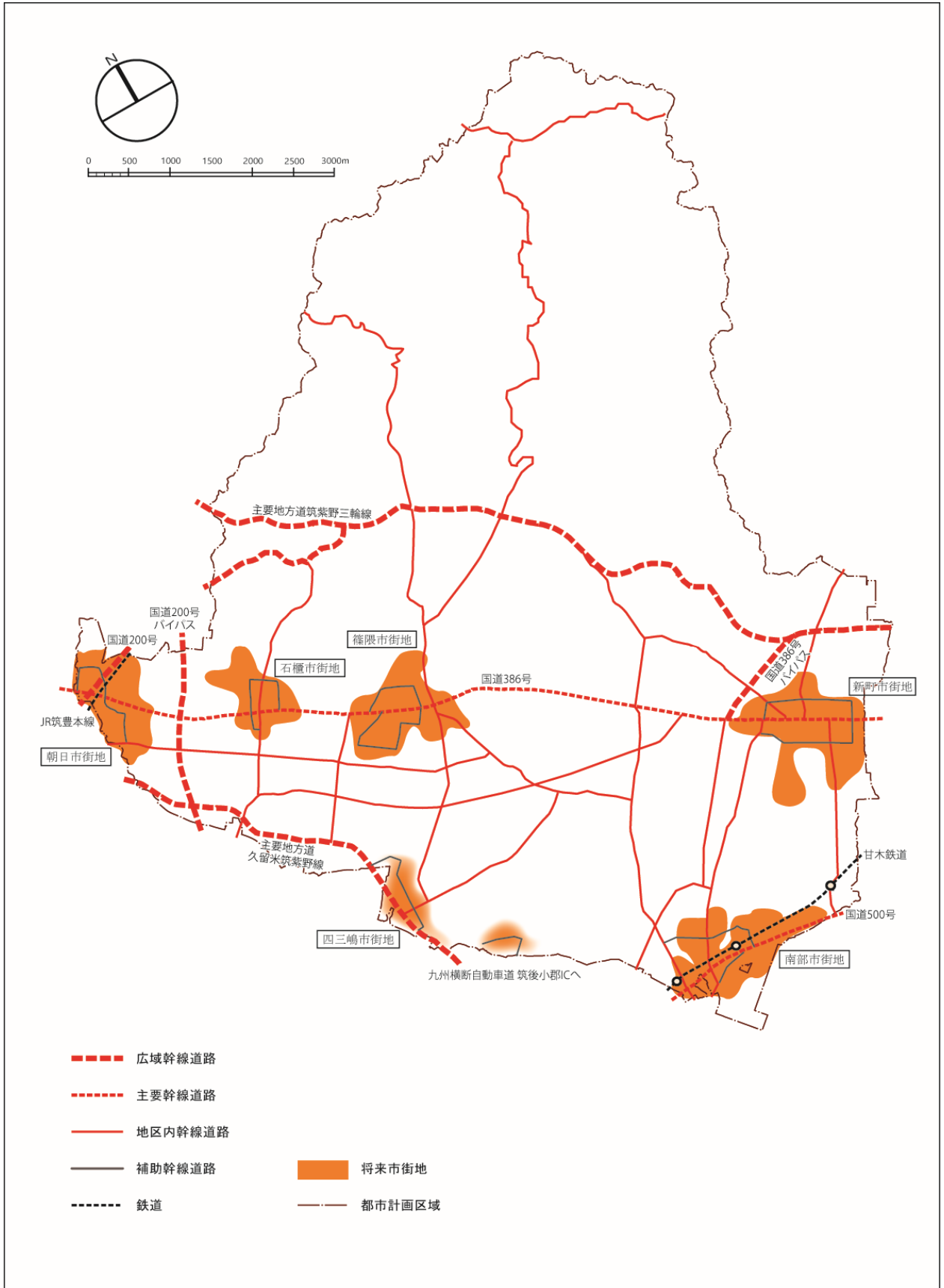
本町内を通過する甘木鉄道の利便性の向上のため、駅周辺における住宅地の誘導、駅前駐車場の整備を検討します。

路線バスについては、高齢者を含む町民の身近な交通手段として、運行機関への支援協力を強化します。道路改良の中でバス停のイメージアップを検討します。

《コミュニティバス運行》

高齢者、障害者の利便性の確保や自家用車利用の減少を目指し、コミュニティバスの導入、運行を図ります。町内の市街地、公共公益施設を結ぶループ状の路線が考えられます。

■道路網計画図



(2) 公園・緑のネットワークの整備方針

①公園・緑のネットワーク整備の基本的考え方

- ・町の風土を形成する緑を守ります。
- ・安全を守り、快適な環境を形成する緑をつくります。
- ・市街地の緑を増やし、住みよいまちをつくります。
- ・本町の豊かな風土資源を活用した、緑のネットワークをつくります。

②公園・緑のネットワークの整備方針

《町の風土を形成する緑を守ります》

- ・本町の北部山地である、砥上岳～目配山、夜須高原、これらの山麓・丘陵地、城山周辺などの風土景観を構成する森林の緑を保全します。
- ・本町原風景をつくる農地を保全します。
- ・大己貴神社など歴史ある社寺の緑を保全します。
- ・農業用のため池、平野を流れる河川は本町の親水空間となっておりこれを保全します。規模も大きく湖畔の環境に優れた松延池は風致地区として保全します。

《安全を守り、快適な環境を形成する緑をつくります》

- ・本町のシンボリックなため池である牧ノ池周辺、良好な自然景観が残る峯古野池周辺（ともに中牟田地域）を風致公園として整備します。
- ・市街地内に身近な生活の憩いの場、避難地となる街区公園、近隣公園を基準を考慮し配置します。

《市街地の緑を増やし、住みよいまちをつくります》

- ・学校などの公共施設の緑化を先導的に進めます。
- ・住宅地の生け垣、工場倉庫等の外周部の緩衝緑地、公園、事務所、駐車場などの都市緑化を促進します。
- ・本町の玄関（入り口）にあたる国道 200 号、386 号の交差点近くにシンボリックな緑を配置します。

《本町の豊かな風土資源を活用した、緑のネットワークをつくります。》

- ・既存の道路、川辺、名所、ため池を活用し、散策、ウォーキング、歴史探訪、自然散策のネットワークをつくります。
- ・北部の山地、高原は広域的な観光レクリエーションの拠点です。この拠点を巡る道路を観光レクリエーションネットワークに位置づけ、美しい沿道の風景を守ります。
- ・本町の風土資源のひとつである溪流を生かした個性的な公園を配置します。

③緑地の確保目標水準

本町における目標年次における確保すべき緑地の目標を掲げます。

◆緑地の確保目標

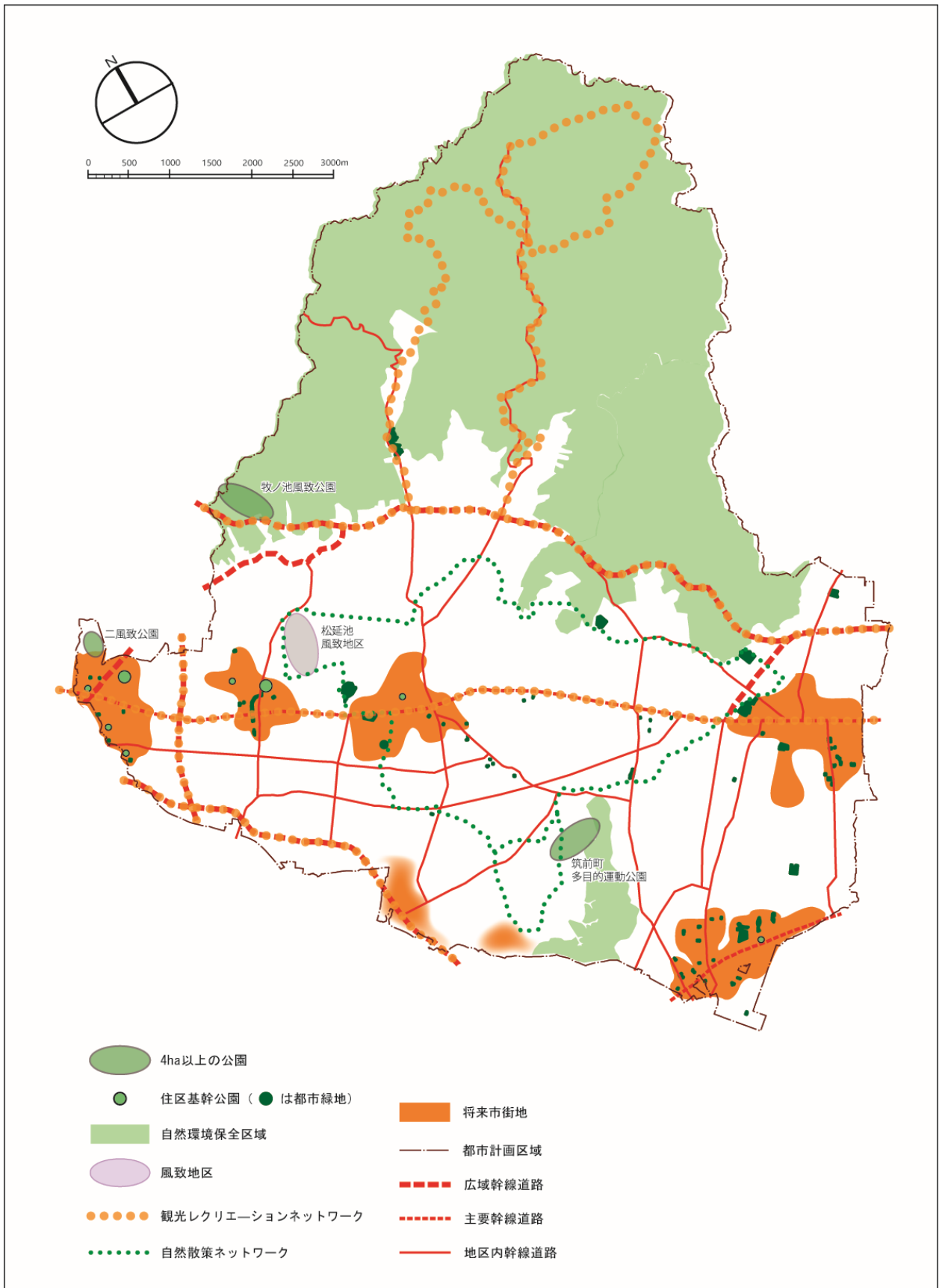
用途地域内等における緑地の割合 (平成 17 年)	令和 8 年 (概ね 20 年後) における緑地の確保目標	
	用途地域面積に対する割合	都市計画区域における緑地の割合
2.3%	4.8%	75.6%

◆都市公園等 (※1) の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	平成 17 年 (現況)	令和 8 年 (概ね 20 年後)
都市計画区域人口 1 人当たり目標水準	11.46 m ² /人	20.99 m ² /人

(※1) 都市公園等とは都市公園以外に、公共緑地、集落広場、開放教育施設、歩行者専用道路、道路環境施設帯などが含まれます。

■公園緑地配置計画図



(3) 街並み・景観形成の整備方針

①街並み・景観形成の基本的考え方

- ・本町の景観の地（背景、ベース）となる風土景観（山、田園）を守ります。
- ・市街地では、土地利用に合わせた、個性的な街並みを演出します。
- ・都市の軸を構成する幹線道路沿道では美しい道路景観を演出します。



■田園とまちが調和した筑前町の個性的な風景

②街並み・景観形成の整備方針

- ・本町の背景となるスカイラインを構成する北部山地の、砥上岳～目配山、夜須高原、独立峰の城山など、緑の風景をつくるこれらの山麓・丘陵地を保全します。
- ・本町が誇る美しい田園と、点在する趣きのある集落地、歴史的な社寺林、清流の河川、ため池等は、重要な景観を構成する緑地です。市街地の背景、前景として独特の美しい風景を演出しており、保全を図ります。
- ・新たな産業拠点となる工業地は、緑地を十分に確保します。商業地においては、にぎわいの中にあるおいのある街並みを目指し、花と緑のあるまちの推進を図ります。
- ・住宅地では、本町らしいゆとりとうるおいのある街並みを目指します。さらに、町民が自ら街並みづくりのルールを定める緑化協定、建築協定地区計画等の導入を検討していきます。
- ・空き缶、ごみ等の散乱防止やモーター類の建築規制については、引き続き条例等による規制に努め、景観の保全を図ります。
- ・国道 386 号、500 号沿道地区では美しい街並みの形成に努めます。現在、国道 386 号が屋外広告物の県条例による知事の許可区域となっていますが、田園部にある本町では、町条例等により、規制内容の強化を検討していきます。

(4) 市街地環境の整備方針

①市街地環境整備の基本的考え方

- ・本町の都市特性である分散したコンパクトな市街地に都市の拠点・軸などを整備し、まとまりと個性のある市街地環境を形成します。

②市街地環境の整備方針

《地域の拠点（拠りどころ）づくりの方針》

各市街地の特性、資源に応じて、町民の誰もが親しみを覚え、地域の目印となる施設や地区などを地域の拠点として整備します。こうした施設や地区を各市街地に配置していきます。

◆朝日市街地（都市ゲート拠点）：国道 386 号, 200 号交差点周辺地域

福岡市からの本町のゲートとなる場所であり、本町の顔となる印象的な街並みをつくります。

◆石櫃市街地（地域コミュニティ拠点）：バス停、天神川橋梁付近

快適な住環境の形成を中心に、地域の拠りどころとなる公園を配置し、生活道路の充実や利用しやすいバス停の整備などを進めます。

◆篠隈市街地（都市交流中核拠点）：本庁舎、コスモスプラザ周辺

本庁舎、コスモスプラザなどの行政・福祉・コミュニティ施設を中心に、商業飲食、生活サービス施設など総合的な機能を集約し、本町のシンボリックな市街地環境の形成を目指します。

◆新町市街地（文化交流拠点）：総合支所、めくばーる周辺

総合支所、めくばーるを中心に、文化・コミュニティの拠点を形成し、文化施設の集積を目指します。

◆四三嶋市街地（新産業活性化拠点）：（計画）中央広場周辺

地区の中央部の産業道路沿道に工業団地の中央広場、管理施設などを整備し、企業の効果的な誘致活動を進めます。

◆南部市街地（生活交流拠点）：甘木鉄道太刀洗駅前、近隣公園周辺

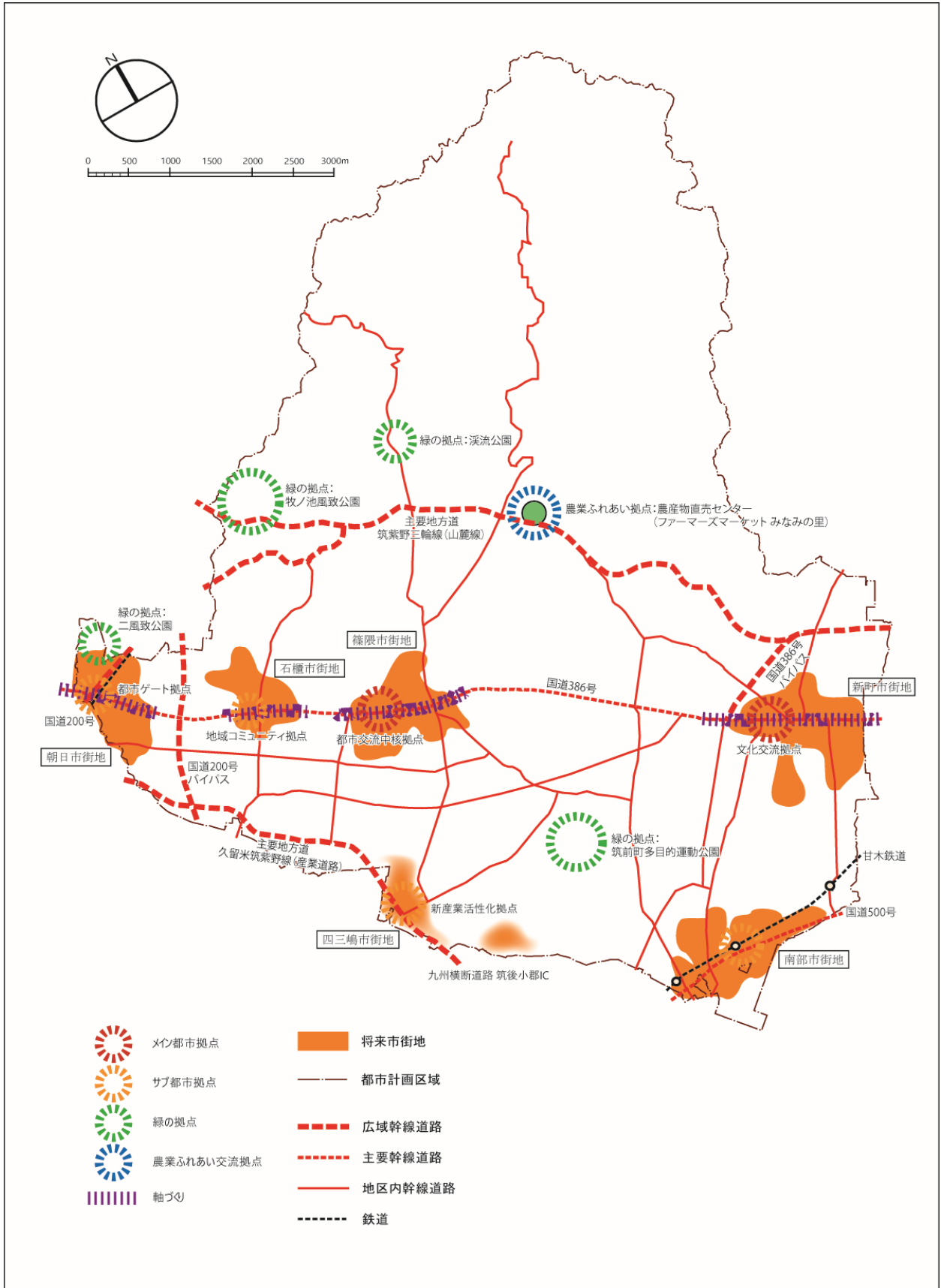
住宅市街地の生活サービス拠点として、駅前広場の充実、商業施設等の集積を図ります。

《地域の軸（ふれあいの道）づくり》

各市街地の拠点の配置、地域の特性に応じて、地域のシンボルとなる道をつくります。拠点と一体となり、沿道の建物の工夫等、町民参加により、親しめるシンボリックな街並みを演出し、水辺やバス停などをデザインします。

こうした地域の軸となる道路としては、国道 386 号、500 号が位置づけられます。

■拠点・軸の配置図



(5) 下水道の整備方針

①下水道整備の基本的考え方

- ・「良好な環境の形成」「安全な暮らし」「活力ある社会」の実現をコンセプトに下水道整備を進めます。
- ・公共下水道、農業集落排水及び合併浄化槽などの汚水処理施設による全町の下水道等の整備を進めます。

②下水道の整備方針

- ・公共下水道事業は、三輪地区にて、単独公共下水道（三輪中央処理区）により平成3年度に着手し、平成12年に一部区域で供用開始しました。夜須地区は、宝満川上流流域関連公共下水道（宝満川上流処理区）により平成6年度に着手し、平成13年に一部供用開始しました。両処理区とも宅地開発による区域拡大に伴い、計画の見直しを進めます。
- ・農業集落排水事業については、上高場処理区域及び栗田処理区において事業を完了しています。今後は宝満川上流流域関連公共下水道への編入を目指します。
- ・公共下水道事業及び農業集落排水事業の集合処理に適さない区域は、合併浄化槽による対応を促進します。
- ・社会条件などの変化に伴い、汚水処理構想の見直しを行い、効率的な汚水処理整備を進めます。
- ・都市化に伴う浸水被害に対応する浸水対策事業を進め「安全な暮らし」の実現を目指します。公共施設等では雨水貯留や雨水浸透設備の設置により雨水の敷地内処理に努めます。市街地においては、透水性舗装、家庭への雨水浸透設備の普及などにより、雨水地下還元などの良好な水循環の維持・向上に努めます。

(6) 上水道の整備方針

①上水道整備の基本的考え方

- ・安全で衛生的な水道の安定供給の実現のため、上水道を整備します。

②上水道の整備方針

- ・本町は平成17年に福岡県南広域水道企業団に加入し、水源を確保しました。平成21年一部給水開始、平成30年に一部地区を除き水道創設事業が完了しました。

(7) そのほかの都市施設の整備方針

① そのほかの都市施設整備の基本的考え方

- ・ごみ処理場・ごみ焼却場は循環型社会の形成に向けて、効率的な処理体制の充実を図ります。し尿処理場は、公共下水道の整備にあわせ、効率的な施設運営を進めます。火葬場については、三輪地区と夜須地区で利用システムに違いがあり一元化をすすめます。

② そのほかの都市施設の整備方針

《ごみ処理場・ごみ焼却場》

ごみ処理は、本町にある「廃棄物再生処理センター・サン・ポート」(甘木・朝倉・三井環境施設組合管理運営)において、可燃ごみ処理、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ等に分けて処理、リサイクル等をおこなっており、今後とも、循環型社会の構築に向けて施設の効率的な運用を図ります。なお、夜須地区の一部の可燃ごみは、平成19年まで小郡市・筑前町衛生施設組合で処理します。

《し尿処理場》

し尿処理については、両筑衛生施設組合(筑紫野市、太宰府市、小郡市、久留米市、筑前町、大刀洗町)による「両筑苑(久留米市)」で処理しており、公共下水道の普及と連携した運用を図ります。

《火葬場》

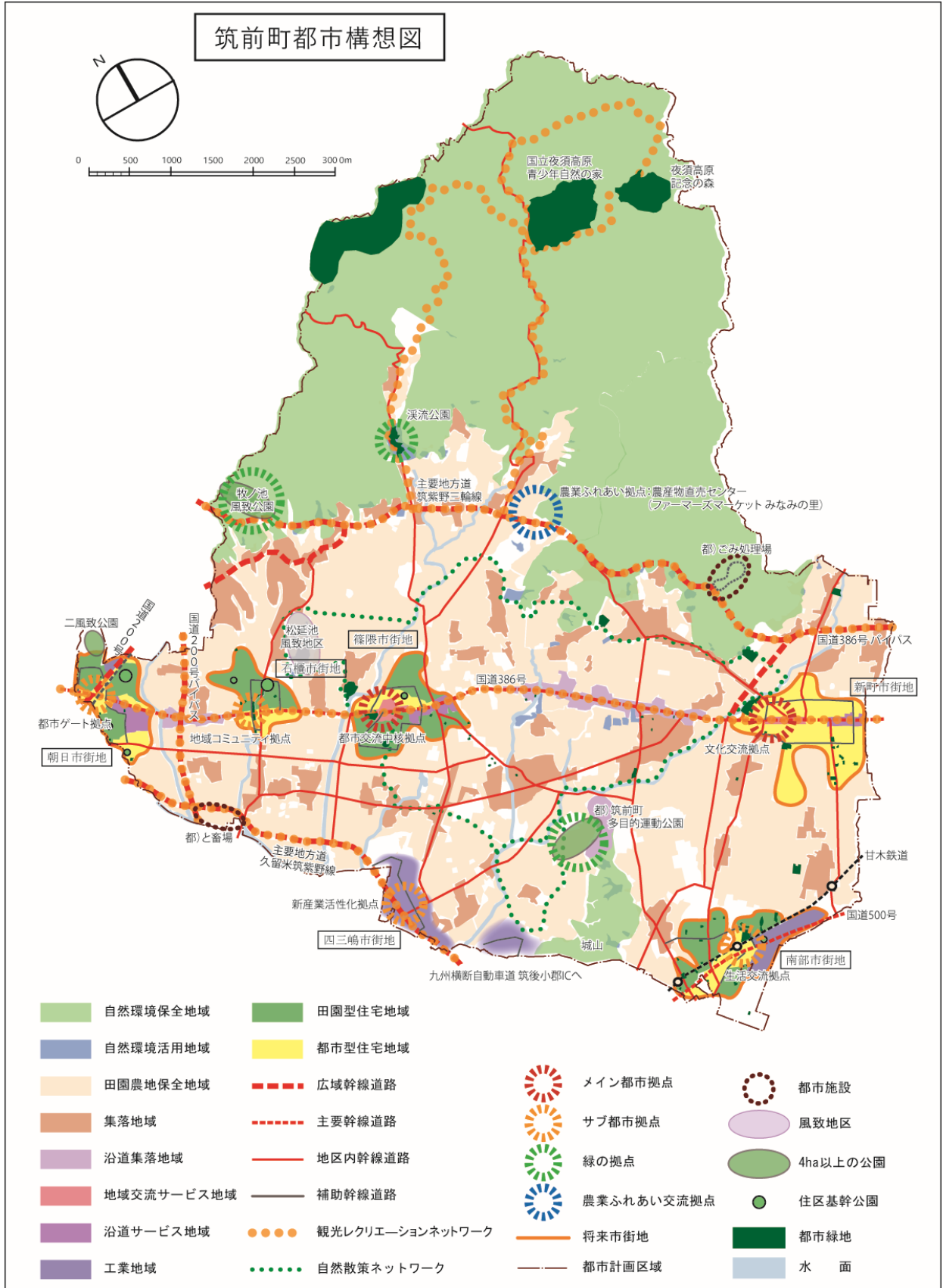
町民ニーズの動向をふまえ、火葬場の利用システムの一元化を検討・推進します。

《と畜場》

民間企業による、と畜場建設計画が進められています。と畜場は、公共性の高い施設であると共に、食肉流通における重要な拠点施設であることから、将来にわたり食肉の公正取引と流通の合理化を図るため、建設計画の進捗にあわせ、都市計画による位置の決定について検討を行います。

4-5. 都市構想図

全体構想の検討をもとに、筑前町の将来の都市の姿を、都市構想図として作成します。

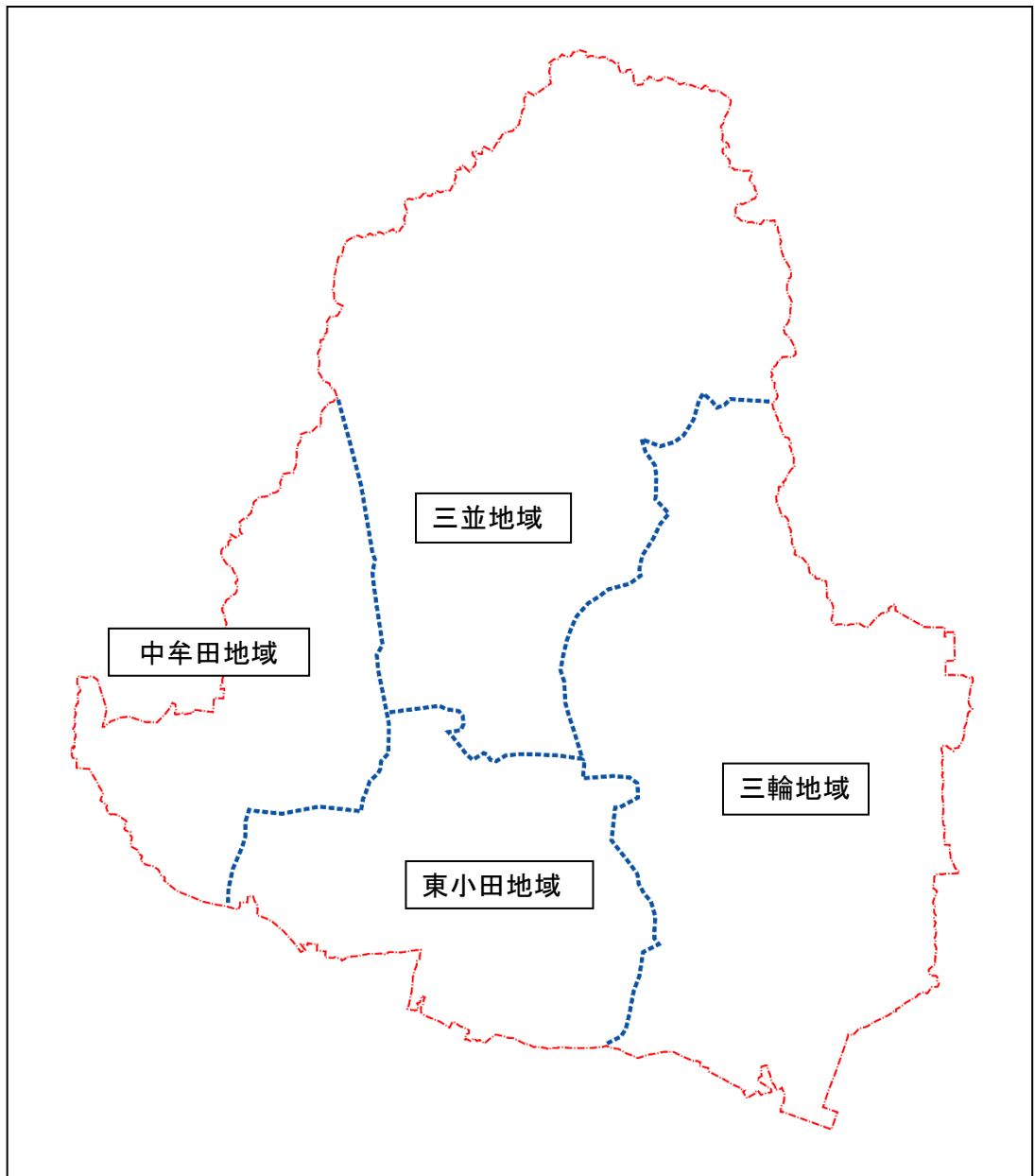


地域別構想

5-1. 地域の設定

地域別構想の地域区分は、身近な生活・コミュニティの単位として、小学校区を構成している中牟田、三並、東小田、三輪の4地域とします。地域別構想においては、それぞれの地域の特色を生かした地域づくりの目標を定め、生き生きとした暮らしや住民相互のふれあいなど、様々な魅力づくりと地域のあり方を検討していきます。

■地域区分図



5-2 地域別構想の概要

(1) 地域別構想の役割

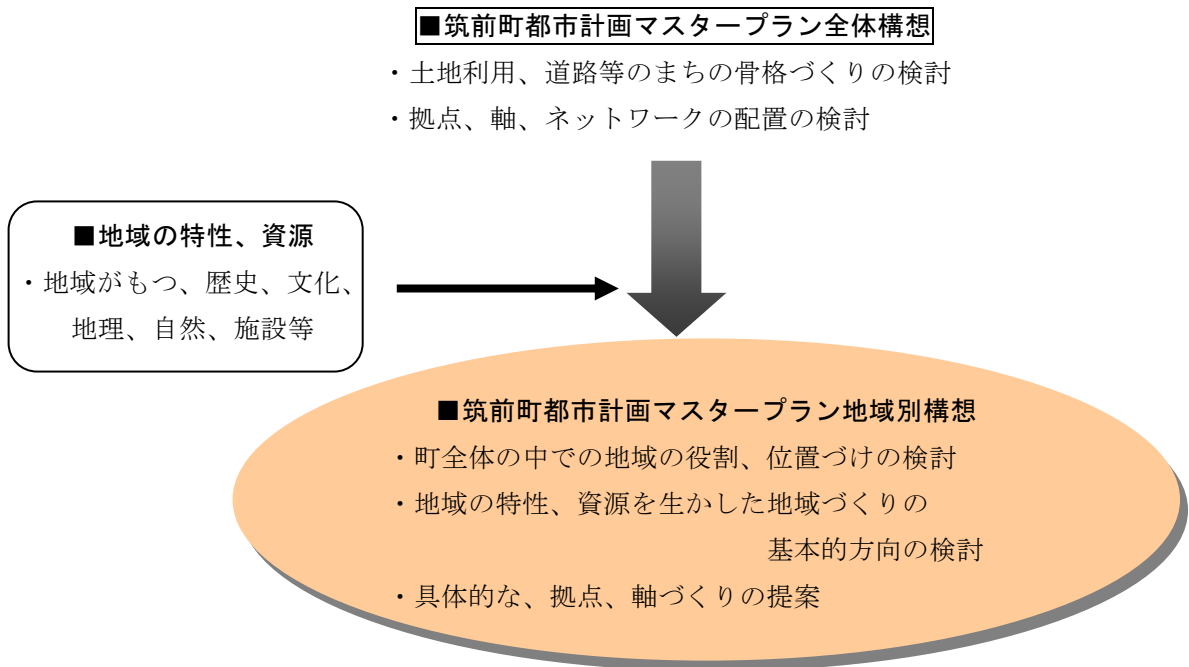
前章において検討された「将来像」、「都市構想図」を実現していくためには、町全体で取り組むまちづくり施策と、身近な地域における地域住民が主体となる取り組みが必要です。地域別構想は、こうした地域住民が主人公のまちづくりの道標となるものです。

(2) 地域別構想の基本的考え方

全体構想では、コンパクトシティの実現と、山、田園、まちの調和と秩序のとれた土地利用を提案し、新しい産業拠点の形成、良好な住宅地の形成も計画しました。本町の均衡のとれた交通サービスを提供する幹線道路や公園緑地のあり方について、全町からみた均衡ある配置と有機的なネットワークの形成を検討しています。

さらに、多心型のまちづくりにおいて、各市街地をまとめる拠点づくり、それらをつなぐ軸づくりを特に提案しています。

地域別構想では、全体構想における、これらの土地利用、道路網、拠点づくり、軸づくりを基本的に受け止め、さらに、各地域のもつ固有の風土、歴史、景観を継承しつつ、資源を生かした、より具体的な姿を提示していくものです。地域住民自らが地域の将来像を描き、共有し、実践していく下地となることが、地域別構想の基本です。



5-3. 地域別構想

中牟田地域

①中牟田地域の現況と課題

○位置

本町の西部に位置し、福岡市、筑紫野市方向からの筑前町の入り口にあたりま
す。

○土地利用

朝日、石櫃の国道 200 号、386 号沿道の 2 つの市街地を有し、この市街地を囲
むように田園が広がる地域です。朝日市街地は、国道沿道に商業、娯楽、軽工
業施設の立地が目立ちます。後背地の住宅地では、高層集合住宅の立地も見ら
れ、隣接する筑紫野市の外延的な市街地となっていますが、畑地等の空閑地も
多く残ります。また、準工業地域の指定地が広く、住宅と工場との混在も多く
見られます。

○交通

国道 386 号、国道 200 号、国道 200 号バイパス、主要地方道筑紫野三輪線など
の広域幹線道路が地域内を通過しています。特に国道 386 号と国道 200 号との
交差点は交通の要所となっています。町内に駅はありませんが、J R 筑豊本線
が地域内を縦断しています。

○施設

現在のところ大きなコミュニティ施設はなく、中牟田小学校が地域のシンボル
施設となっています。

○特性・資源

中牟田地域には、本町を代表する牧ノ池、松延池の 2 つの大きなため池があり、
湖畔の豊かな樹林と一体となり、良好な水と緑の景観をつくっています。また、
地域内には天神川、山家川が南流しています。特に天神川は石櫃市街地の中央
部を流れ、まちの軸となっています。

②中牟田地域の将来像と地域整備の方針

《地域の将来像》 “来訪者をこころよく迎えるまちの玄関口 二・朝日”

中牟田地域は、県都福岡市からの入り口にあたり、国道の交差点、J R 筑豊本線の高架橋は筑前町到着のサインです。この特性を生かし、印象的な街並みと、鉄道などの交通条件を生かした都市型住宅地の形成が期待されます。

- 本町の西の玄関口にふさわしい、印象的な街並みをつくります。
- 広域幹線道路にふさわしい、人と車が共存できる沿道サービス地域を形成します。
- 良好な都市型の住宅地の形成を目指します。
- 水と緑の資源を有効に活用し、地域の個性を演出します。

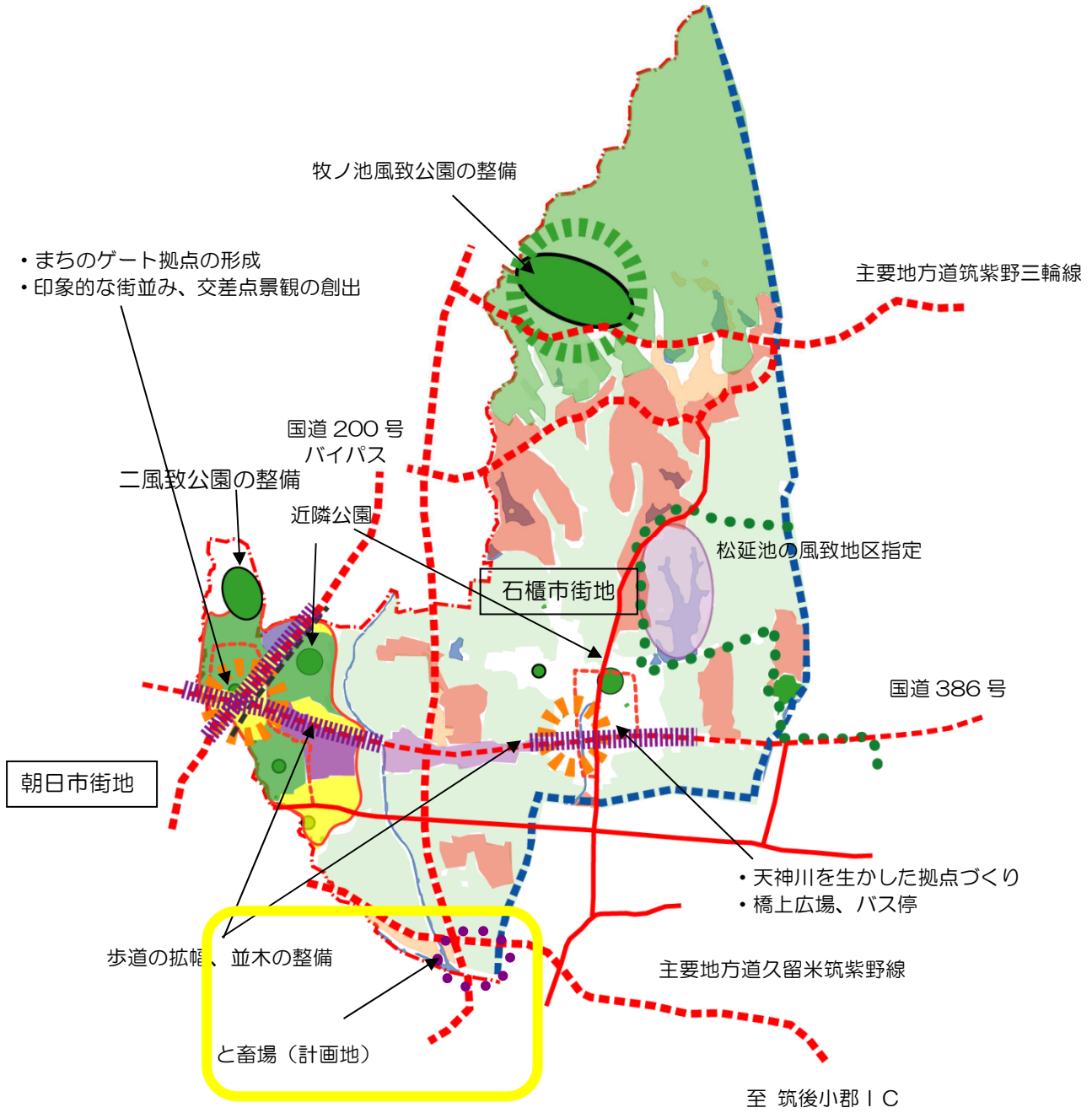
③実現のための主要課題

- ・二・朝日地区では、工場地と住宅地との混在が大きな課題です。この課題解決に向けて、用途地域指定による建物の誘導、工場地の移転先確保などが課題となります。
- ・国道 200 号、386 号交差点や、こうした幹線道路沿道では、商業、飲食、娯楽などの沿道サービス施設を誘導する土地利用計画が必要です。こうした幹線道路では、人と車が共存できる、道路構造の改良も課題です。交差点と鉄道高架橋は景観の重要なポイントであり、印象的な街並みの演出が必要です。
- ・市街地を囲む田園の保全も大きな課題です。条例等により、建築への制限を強化していく必要があります。
- ・石櫃市街地では隣接地の一部が宅地化しており、住居系用途地域に編入することが望ましい場所があります。

④中牟田地域の土地利用・都市施設計画

- ・用途地域指定では、すでに住宅地としての土地利用が進んでいる朝日市街地の一部を準工業地域から住居地域に純化を図ります。さらに石櫃市街地では、用途地域に隣接しながら、用途地域指定のされていない既存の住宅団地を住居系用途地域に指定します。
- ・朝日市街地、石櫃市街地それぞれの国道沿道へ商業・サービス施設を誘導し、統一のなかににぎやかさのある街並みをつくります。
- ・国道 200 号、200 号バイパス、国道 386 号は、市街地内において、歩道の拡幅、並木の整備等の道路環境の改善を検討します。
- ・牧ノ池、峯古野池周辺は風致公園として整備し、松延池は風致地区への指定を検討します。市街地内を流れる天神川は、水質を改善し、河畔の遊歩道、並木の整備を検討します。
- ・国道 200 号、386 号交差点をまちのゲート拠点と位置づけ、交差点を改良し、さらにシンボルとなる緑を配置して、印象的な町並みや交差点の景観を創出します。
- ・市街地を囲む田園は基本的に農地としての保全を図ります。田園の中に点在する集落地では、周辺の田園環境と調和する建築活動の誘導を検討していきます。同時にモーテル、遊戯施設などの環境、景観阻害施設の立地を制限します。
- ・森林は、自然環境保全条例により引き続き環境の保全を図ります。
- ・地域南端の宝満川沿いの農地に、と畜場の位置を検討します。

《中牟田地域構想図》



- まちのゲート拠点の形成
- 印象的な街並み、交差点景観の創出

- 田園型住宅地域
- 都市型住宅地域
- 自然環境保全地域
- 田園農地保全地域
- 集落地域
- 沿道集落地域
- 沿道サービス地域

- 広域幹線道路
- 主要幹線道路
- 地区内幹線道路
- 補助幹線道路
- 自然散策ネットワーク
- 軸づくり

- メイン都市拠点
- サブ都市拠点
- 緑の拠点
- 将来市街地
- 都市計画区域

三並地域

①三並地域の現況と課題

○位置

本町の北部に位置し、多くは森林が占め、南側の山麓に農地、集落地が広がる地域です。地域内には市街地はありません。このため人口の減少などの過疎化が地域の課題となっています。

○土地利用

北側はほとんどが山林として利用され、一部の谷間に、水田、畑地の農用地が見られる程度です。櫛木、三箇山の山間の集落地があります。

北部の山林は、町の自然環境保全条例や植樹祭の開催効果もあり、乱開発は少なく、自然環境は良く保全されています。

南側は、扇状地平野が広がり、田園と集落が織り成すのどかな田園風景が見られます。農業用の作業所、倉庫、低層住宅団地を除き、目立つ、商業・娯楽施設は少なく、土地利用としては、田園、集落、住宅地に特化した土地利用となっています。

○交通

主要地方道筑紫野三輪線（山麓線）、県道三箇山山隈線、県道白川桑曲線等の幹線道路が地域内を横断し、ループ状のネットワークを構成しています。本町の中心市街地である篠隈地区とは県道により連絡しています。

○施設

三並小学校以外には、現在のところ大きなコミュニティ施設はありません。山麓線沿道における農業交流施設の利用が期待されます。

山頂部には、県立の公園的施設である夜須高原記念の森、国立夜須青少年自然の家、民間ゴルフ場があり、広域の誘致圏をもつ大規模野外レクリエーション施設となっています。

山地から平野部に移行する場所に、曾根田川の清流とため池を生かした曾根田親水公園があります。

○特性・資源

県道三箇山山隈線の沿道には、源次郎桜広場、展望広場、花時計の広場などが点在し、観光道路の様相を呈しています。これらの、小広場と大規模野外レクリエーション施設、ゴルフ場、親水公園を結ぶ、広域観光レクリエーションネットワークが形成され、三並地域の特性となっています。

②三並地域の将来像と地域整備の方針

《地域の将来像》 “広域圏からの自然とのふれあい・リフレッシュゾーン・三並”

三並地域は、広域からの利用が多い、観光レクリエーションゾーンを形成します。この地域の特性を生かし、さらに広域からの利用者、町民との交流機会の増大が期待されます。

- 広域的に利用される自然とのふれあいの場にふさわしい、良好な自然景観、田園景観を保全、育成していきます。
- 既存の県道などを結び観光レクリエーションネットワークを形成します。
- 水と緑の自然資源を有効に活用した観光スポットを整備します。
- 新しい広域対応交流施設として、農業産品販売拠点を整備します。

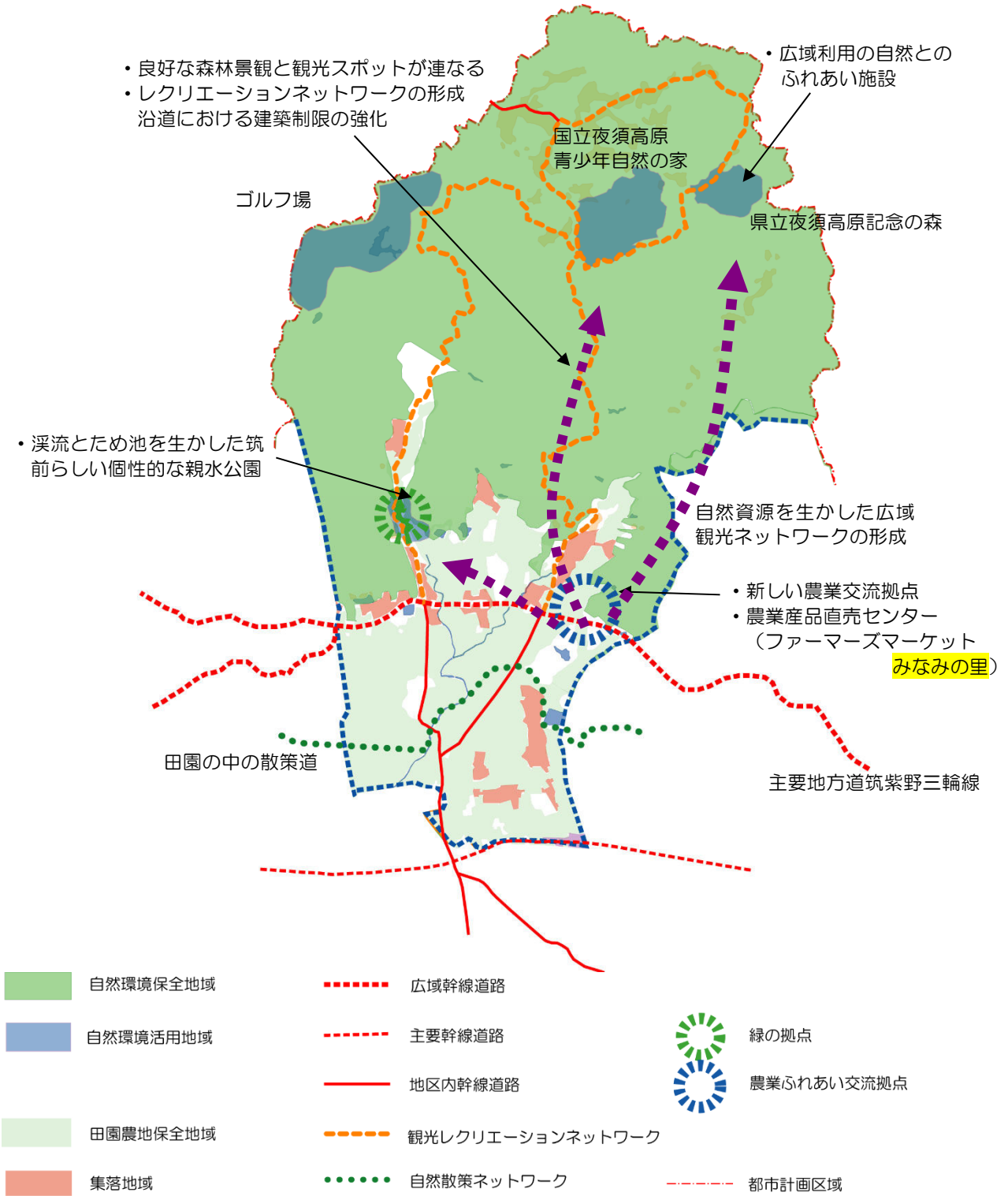
③実現のための主要課題

- ・三並地域では、自然・田園景観の保全が特に課題です。
- ・主要地方道筑紫野三輪線（山麓線）沿道において新設される予定の交流施設を核に地域全体のにぎわいをつくるためにサインの整備等を実施し、この地域が持つ自然を生かした観光資源へのネットワーク化を図ることが課題です。
- ・田園及び趣のある集落地の保全も大きな課題です。建築活動と田園風景との調和を保つための方策を検討する必要があります。

④三並地域の土地利用・都市施設計画

- ・基本的に三並地域では用途地域指定の予定はありません。
- ・主要地方道筑紫野三輪線（山麓線）沿道に農業産品の販売・交流センター「**ファーマーズマーケットみなみの里**」を整備します。
- ・曾根田親水公園は都市公園として位置づけられ、溪流、ため池を生かした特色のある利用の促進を図ります。このほか、観光レクリエーションネットワークとなる沿道に、展望、桜、花などのテーマをもった小公園の整備を広げます。
- ・観光レクリエーションネットワークを構成する主要道路沿道は、森林景観と建物、広告物、サイン等の調和を誘導します。良好な樹林地は、自然環境保全条例の存続により保全を図ります。
- ・田園、集落地では周辺の田園環境と調和した建築活動の誘導を検討します。同時に、モーターなどの環境、景観阻害施設の立地を制限していきます。

《三並地域構想図》



東小田地域

①東小田地域の現況と課題

○位置

本町の中央部に位置し、町内のどこからでも、最も利用しやすい場所にあります。

○土地利用

地域の北部、国道386号沿道に篠隈市街地があり、この市街地を囲むように田園が広がる地域です。篠隈市街地は、国道沿道の行政、福祉、業務・商業施設を核に、住宅地が取り囲むまとまりのある都市パターンとなっています。後背地の住宅地は、概ね低層の戸建住宅が立地しています。篠隈市街地の東部には、軽工業地も見られ、土地利用の混在が課題となっています。地域の多くを占める田園地帯は昔ながらの趣のある集落地が点在しますが、低層戸建ての小規模な住宅団地の開発も目立ちます。地域の南東部にある城山周辺は、筑紫平野の中でよく目立つ独立丘陵となっており、著名な国指定の焼ノ峠古墳などの歴史資源と併せ、本町のみどりの拠点となっています。本地域の南部には九州横断自動車道の筑後小郡ICや福岡都市圏、久留米都市圏に連絡する県道が通過していますが、沿道の都市的な利用は進んでいません。

○交通

国道386号、主要地方道久留米筑紫野線（産業道路）などの幹線道路が地域の北部、南部をほぼ東西に通過し、他都市やICを結んでいます。この2つの東西の幹線道路に対し、南北方向に県道が通過し、市街地、集落地を結ぶ町内の道路ネットワークを形成しています。

○施設

本地域の篠隈市街地には、本町の中核的な施設が集積し、本町の中心地域を形成しています。筑前町役場、スポーツ・文化、福祉の複合施設コスモスプラザ、JAなどの金融機関、商工会などが集積しています。

○特性・資源

東小田地域には、本町の中核的な公共、コミュニティ施設が集積しているほか、将来のまちづくりをリードする公園緑地施設、産業施設の立地の適地があることが地域特性のひとつとなっています。城山に続く丘陵地は、眺望の良さと緑の丘陵地、史跡を含め、本町の中央公園を整備する適地となっています。一方、主要地方道久留米筑紫野線沿道地区は、工場地や流通基地の適地となっており、新たな地域の就労機会の創出を目指し、農地利用との調整のもとに、大きく土地利用の転換が期待される場所です。

②東小田地域の将来像と地域整備の方針

《地域の将来像》 “緑輝く田園都市のアーバンコア（都市の核）・東小田”

東小田地域は、本町の名実ともに中心部にあたり、多くの町民がふれあう中心市街地にふさわしい風格のある街並みと、田園都市にふさわしいみどりあふれる交流地区の形成が期待されます。

- 本町の中心部にふさわしい、風格のある街並みをつくります。
- ゆとりの中で機能的な都市サービスが提供できる地区を形成します。
- 後背地では良好な住宅地の形成を目指します。
- 城山の資源を生かし、本町を代表するみどりとスポーツの拠点をつくります。
- 主要地方道久留米筑紫野線沿道に新しい就労の場として工場団地を形成します。

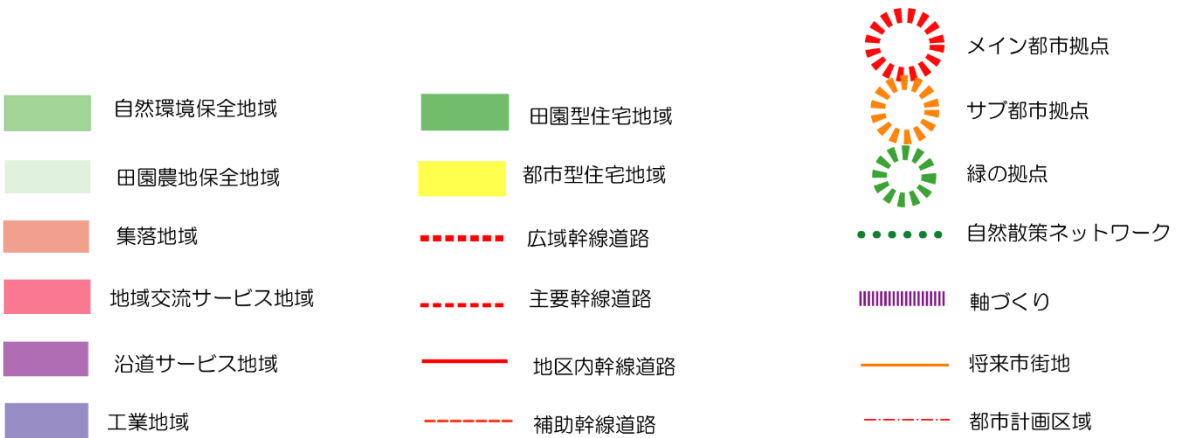
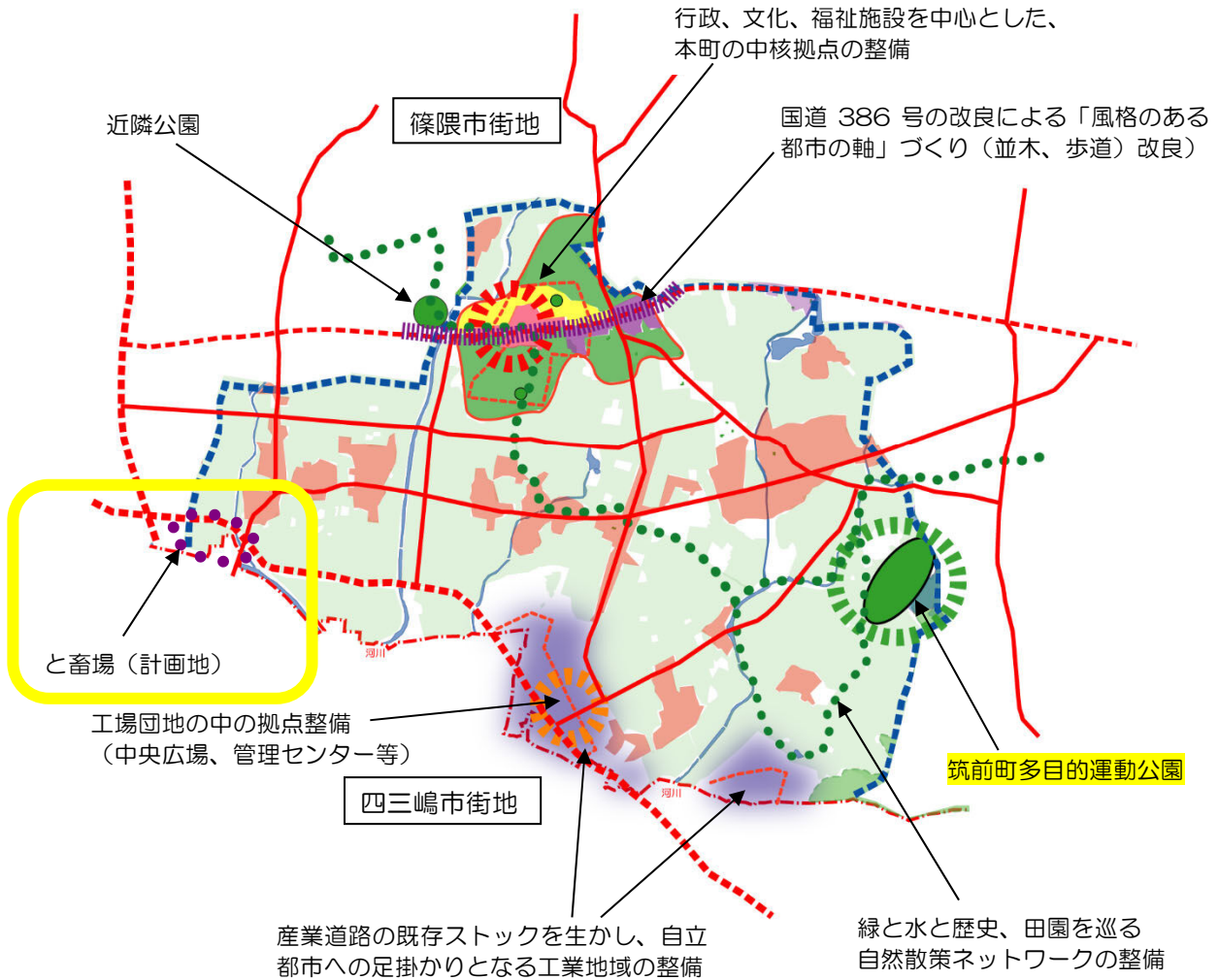
③実現のための主要課題

- ・篠隈地区では、既存の行政・福祉、業務施設の集積を生かした、風格のある街並み整備が課題です。この課題解決に向けて、国道 386 号の再改築が検討されます。
- ・主要地方道久留米筑紫野線沿道では、アクセスの良さを生かし工業系企業の誘致、誘導が検討されますが、乱開発の防止が最大の課題です。さらに、混在型の土地利用を避けるためにも、工業地域もしくは工業専用地域などの指定が望まれます。
- ・市街地を囲む田園の保全も、本町らしさを演出する大きな課題です。田園環境と調和した建築活動の誘導を検討していく必要があります。城山周辺においても環境と調和した建築活動、土地利用の誘導を検討することが課題です。

④東小田地域の土地利用・都市施設計画

- ・主要地方道久留米筑紫野線沿道に新たに工業系の土地利用への誘導を図ります。さらに、生産環境の保全を図り、土地利用の混在による弊害を未然に防止します。
- ・篠隈市街地は、国道 386 号沿道後背地での道路の狭あいさが課題であり、補助幹線道路を積極的に整備し、利便性の確保、防災効果を高めるまちづくりを行います。
- ・篠隈市街地内では国道 386 号の再改築を関係機関に働きかけ、並木のある植栽帯や広幅員の歩道を配置し、町の中心市街地にふさわしい風格のある街並みを、沿道の民間建物の参加も図り官民協働の体制のもとに育てていきます。バス停、公園、国道を一体的に整備し、多くの人交流するまちの拠点をつくります。新しい工場団地の中心部にも、中央広場、管理センター、サービス施設などが一体となった新しいまちの拠点をつくります。
- ・市街地を囲む田園は基本的に農地としての保全を図ります。田園の中に点在する集落地では、周辺の田園環境と調和する建築活動の誘導を検討します。さらに条例により、モーター、遊戯施設などの環境、景観阻害施設の立地を制限していきます。城山周辺地区は、自然環境保全条例により、環境の保全を図ります。
- ・地域南端の宝満川沿いの農地に、と畜場の位置を検討します。

《東小田地域構想図》



三輪地域

①三輪地域の現況と課題

○位置

本町の南東部に位置し、隣接する朝倉市、大刀洗町との連担が見られる地域です。

○土地利用

国道 386 号沿道の新町、国道 500 号沿道の南部の 2 つの市街地を有し、この市街地を囲むように田園が広がる地域です。新町市街地は、国道 386 号沿道に役場総合支所、めくばーるなどの行政・文化施設に商業、飲食、軽工業施設の立地が目立ち、既成の市街地を形成しています。後背地の住宅地は、概ね低層戸建住宅地となっています。国道 386 号沿道には、新町市街地以外に、農振農用地に指定されていない区域に商業、飲食、軽工業などの施設の無秩序な立地が課題となっています。

南部の国道 500 号沿道市街地では現在の準工業地域に工場の集積が目立ちます。

甘木鉄道駅周辺では、新しい戸建住宅団地の開発が目立ち、広く住宅系の市街地が広がっています。この新町市街地と南部市街地の間は一部住宅団地の開発も見られますが、のどかで美しい田園風景が広がります。新町市街地の北部には、緑の豊かな目配山の丘陵地があります。

○交通

国道 386 号、国道 386 号バイパス、国道 500 号、主要地方道筑紫野三輪線などの広域幹線道路が地域内をほぼ東西に通過し、南北に県道が連絡しています。広域幹線道路は、通過交通や大型車の通行も多く、都市の軸として道路環境の改善が課題となっています。

三輪地域では、本町で唯一の鉄道駅を有しています。甘木鉄道甘木線の 3 駅があり基山駅で JR 鹿児島本線と、小郡駅では西鉄天神大牟田線と、甘木駅では西鉄甘木線と連絡し、福岡市、周辺市町村と連絡しています。この鉄道施設を有効に生かした良好な住環境をもつ郊外型住宅地の整備が課題です。

○施設

新町市街地には、役場総合支所、文化・福祉施設めくばーるなどの行政、文化施設、福祉施設などがあります。主要地方道筑紫野三輪線沿道にはごみ処理施設のサン・ポートがあります。

三輪地域では、近隣公園クラスの都市公園が 2 ヶ所あり、地域住民の憩いの場となっています。

○特性・資源

本町を代表する歴史的資源として大己貴神社、国指定の仙道古墳があります。このほか城山丘陵には民間の娯楽施設があります。

②三輪地域の将来像と地域整備の方針

《地域の将来像》 “丘陵、田園、まちが調和した居心地の良い田園都市・三輪”

三輪地域は、緑と歴史の環境、住宅と就業の場、交通機関などがコンパクトにまとまった地域です。この特性を生かし、まとまりを深める中心的な街並みと、鉄道などの交通条件を生かした都市型住宅地の形成、めぐまれた緑の環境とのふれあい機会の創出が期待されます。

○国道 386 号、500 号沿道は印象的で地域の軸となる街並みをつくります。

○広域幹線道路の機能を保全しつつ、人にやさしい道路環境の改善を図ります。

○鉄道駅を生かし、良好な郊外型の住宅地の形成を目指します。

○水と緑、歴史の資源を有効に活用し、地域の個性を演出します。

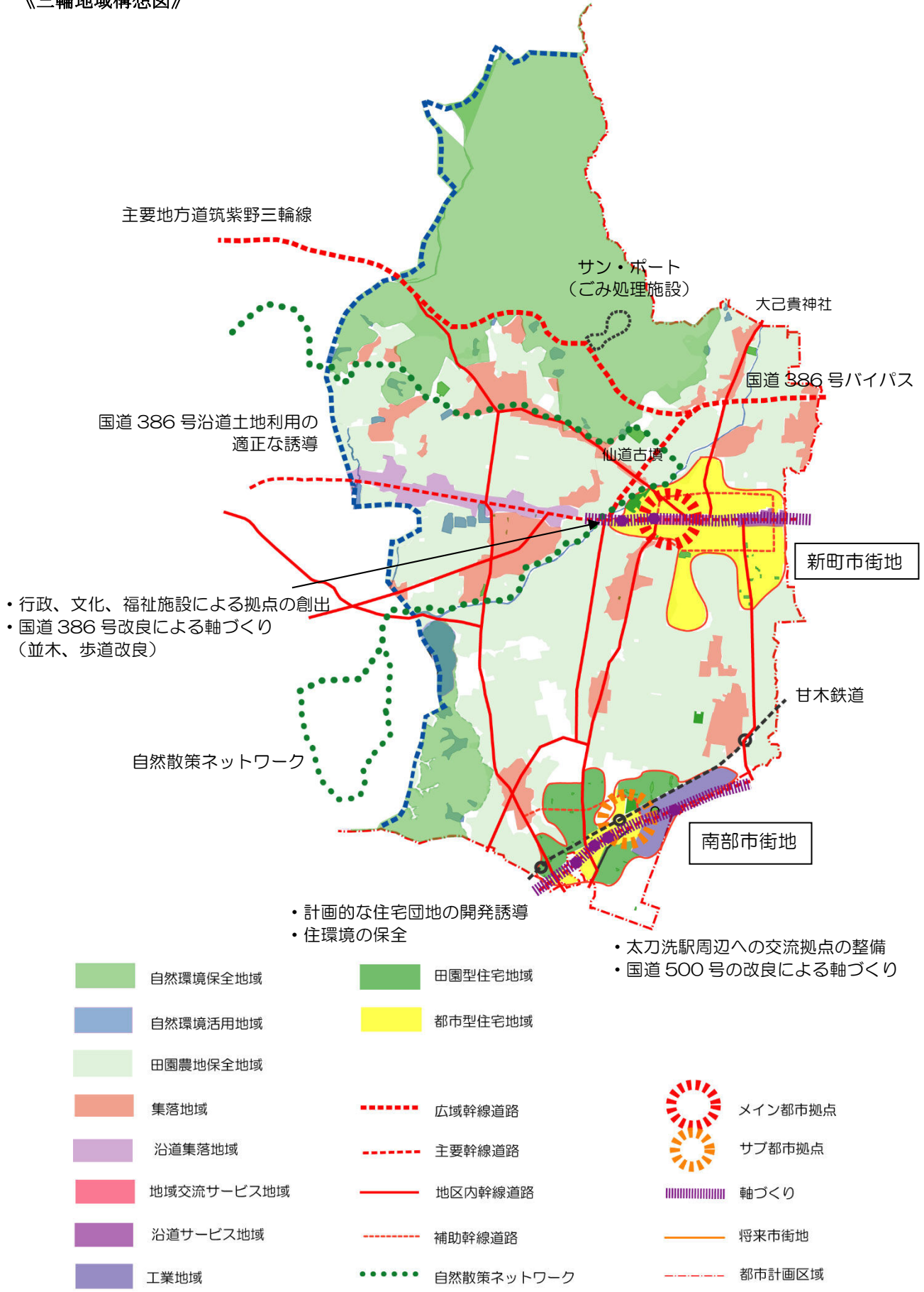
③実現のための主要課題

- ・三輪地域では、国道 386 号沿道の無秩序な沿道市街地の拡大が課題です。この課題解決に向けて、建物の規制・誘導、工場地の移転を検討していきます。
- ・国道 386 号バイパス、主要地方道筑紫野三輪線（山麓線）はあくまで通過交通への対応を基本とします。
- ・まとまりのある三輪地域をさらに利用しやすい町とするため、まちの核、軸を適宜、配置し、恵まれた環境をいかに楽しむことができるようにするかが課題です。
- ・本町で唯一の鉄道駅を有効に利用していくことは、ひいては自家用車利用の減少にもつながり、地球的規模の環境の改善にも寄与する課題です。

④三輪地域の土地利用・都市施設計画

- ・新町市街地に隣接する、公共施設や公園敷地等を用途地域に編入します。さらに南部地域では、現在すでに市街化した住宅地を、広く住居系用途地域への指定を検討し、住環境の保全や鉄道駅利用の住宅団地の誘導を図ります。
- ・新町市街地、南部市街地それぞれの国道沿道へ商業・都市サービス施設を誘導し、にぎやかさ、楽しさのある地域をつくり都市の軸に育てます。この区間では、道路環境の改善を検討していきます。
- ・南部の鉄道駅の中でも、太刀洗駅は地域の中心的な場所にあり、駅前広場、駐車場、商業施設等の整備、誘導を検討していきます。
- ・地域内の市街地では狭い道路も多く、補助幹線道路の導入、配置を検討します。
- ・田園、河川、仙道古墳を巡る緑の散策ネットワークを形成します。
- ・市街地を囲む田園は基本的に農地としての保全を図ります。田園の中に点在する集落地では周辺の田園環境と調和する建築活動の誘導を検討します。さらに、条例により、モーテル、遊戯施設などの環境、景観阻害施設の立地を制限していきます。
- ・目配山の山麓は、自然環境保全条例により環境の保全を図ります。

《三輪地域構想図》



第6章 都市整備推進方策

6-1. 都市整備の基本的考え方

筑前町の将来像である“みどり輝く さわやかな環境共生都市・筑前町”に向けたまちづくりは、町民と行政が互いに知恵を出し合いながら、それぞれが出来る事を出来る範囲で主体的に取り組むことを基本的な考え方としています。

本町のまちづくり推進、都市整備に向けての基本的考え方を次の3点にまとめます。

① 町民と行政の協力・協働がまちづくりの基本です。

町民のニーズの多様化や地球レベルでの環境問題への対応など、まちづくりは、よりきめ細かな取り組みが求められるようになりました。本町のまちづくりにおいても、町民と行政が相互の信頼のもとに、適正な役割分担を定め、こうした諸問題に対応していく協力・協働のまちづくりを推進します。

② 誰もが参加の意欲を高め、誇りがもてるまちづくりメニュー（施策）を用意します。

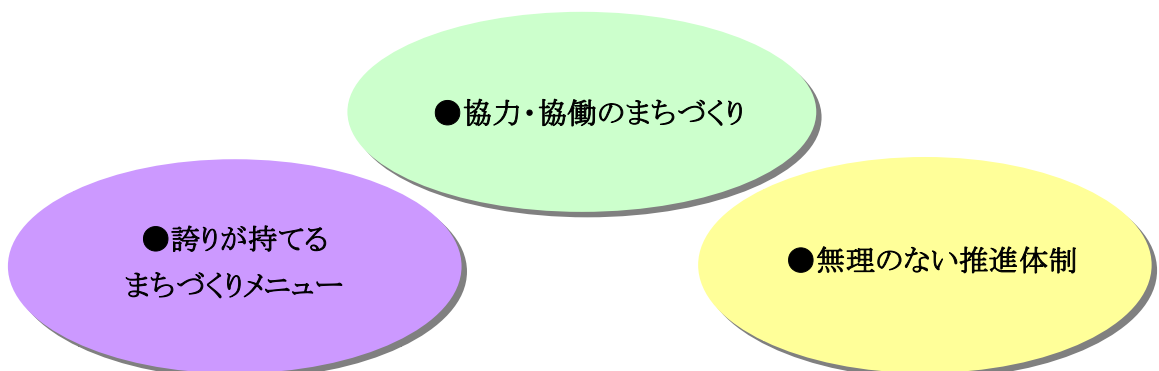
まちづくりは、その中心的な担い手である行政や町民・事業者がそれぞれの役割を主体的に取り組むことから始まります。

本町においては、住民、事業者がまちづくりの担い手として、参加の意欲を高め、誇りと自覚がもてる、まちづくりのメニュー（施策）を検討・用意します。

③ 未来に無理なく、受け継ぐまちづくりの推進体制を整備します。

本町のまちづくりは、森林、田園、まちが未来に受け継がれる中で、独自のまちの姿が見えてくる計画となっています。こうした環境との調和に十分に配慮した協働のまちづくりに取り組むためには、町民、事業者が無理なく続けられる体制づくり、仕組みづくりが必要です。

■都市整備の基本的考え方



6-2. 整備手法と整備年次

(1) まちづくりの内容と整備手法

筑前町都市計画マスタープランに示された「将来像」、「都市構想図」を実現していく行政、町民、事業者の取り組む内容と手法を以下にまとめます。

①行政が進めるまちづくり

■都市計画決定・都市計画事業等の実施

本町では以下のような新しい法定都市計画を検討していく必要があります。

- ・国道 386 号、国道 500 号の改良及び補助幹線道路の整備
- ・運動公園、風致公園、近隣公園等の公園緑地の整備
- ・風致地区、用途地域等の地域地区の指定
- ・農振農用地に指定されていない区域における建築活動の誘導方策の検討
- ・地区計画等の指定
- ・工場団地等における土地区画整理事業等の面整備の検討

■広域的な都市計画の調整

- ・福岡県大福岡ブロックにおける近隣市町村との広域的な土地利用や都市施設等の連携

■町民によるまちづくり活動への支援

- ・町民の身近なまちづくりに対する啓発
- ・まちづくり活動への支援、助成
- ・協定、地区計画策定への専門家の派遣
- ・コンクール、表彰制度の実施

■事業者への規制、誘導

- ・開発許可制度、指導要綱の適切な運用、沿道の広告物規制等の独自の条例や要綱の制定

②町民が参加するまちづくり

暮らしに身近な土地利用や施設づくりは、町民が主役となることで進捗が早まり、納得のいくまちづくりが推進できます。特に緑の保全、街並みの保全・統一、公園・緑地の維持、管理、運営など地区毎にまちづくりの計画やそれを実現していくルールづくりなどについては、そこに暮らす町民の自主的な参加により、効果的な計画づくりが可能となります。

■自主的なルール制度（地区計画、協定、申し合わせ等）の活用

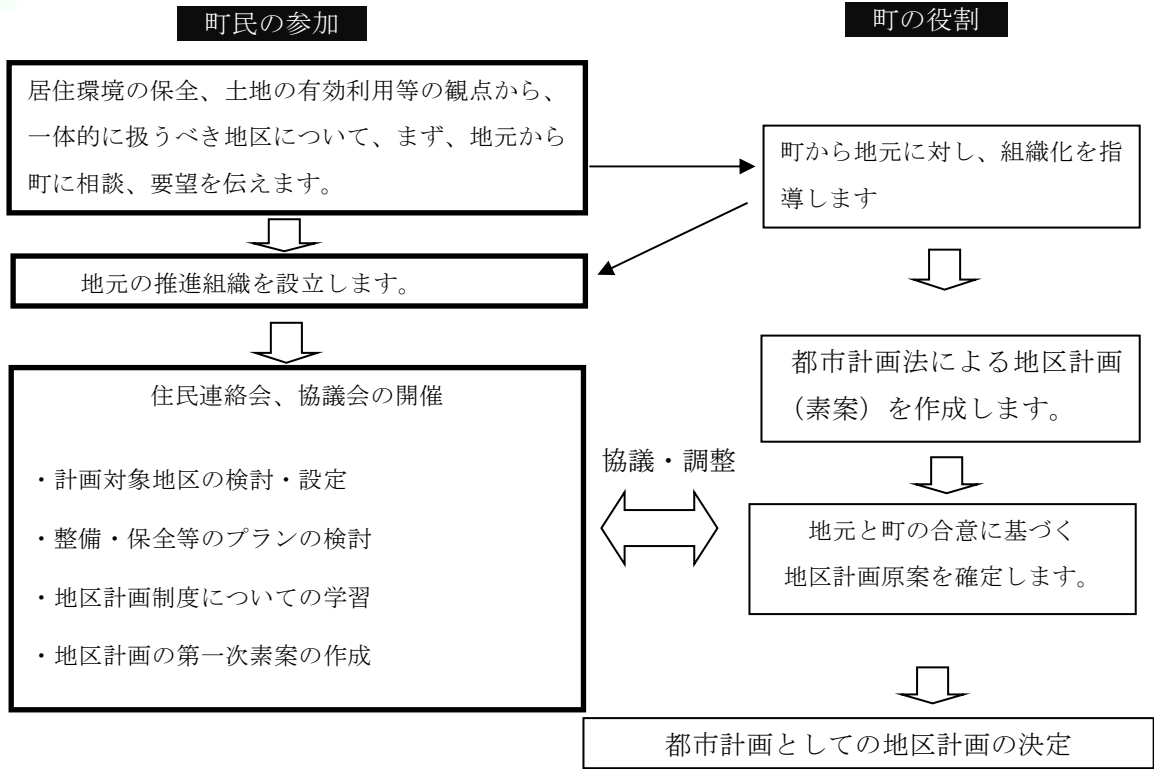
こうした自主的なルールの制度としては、法定地区計画、建築協定、緑化協定などがあります。

■身近な施設の維持管理・まちづくり活動への参加

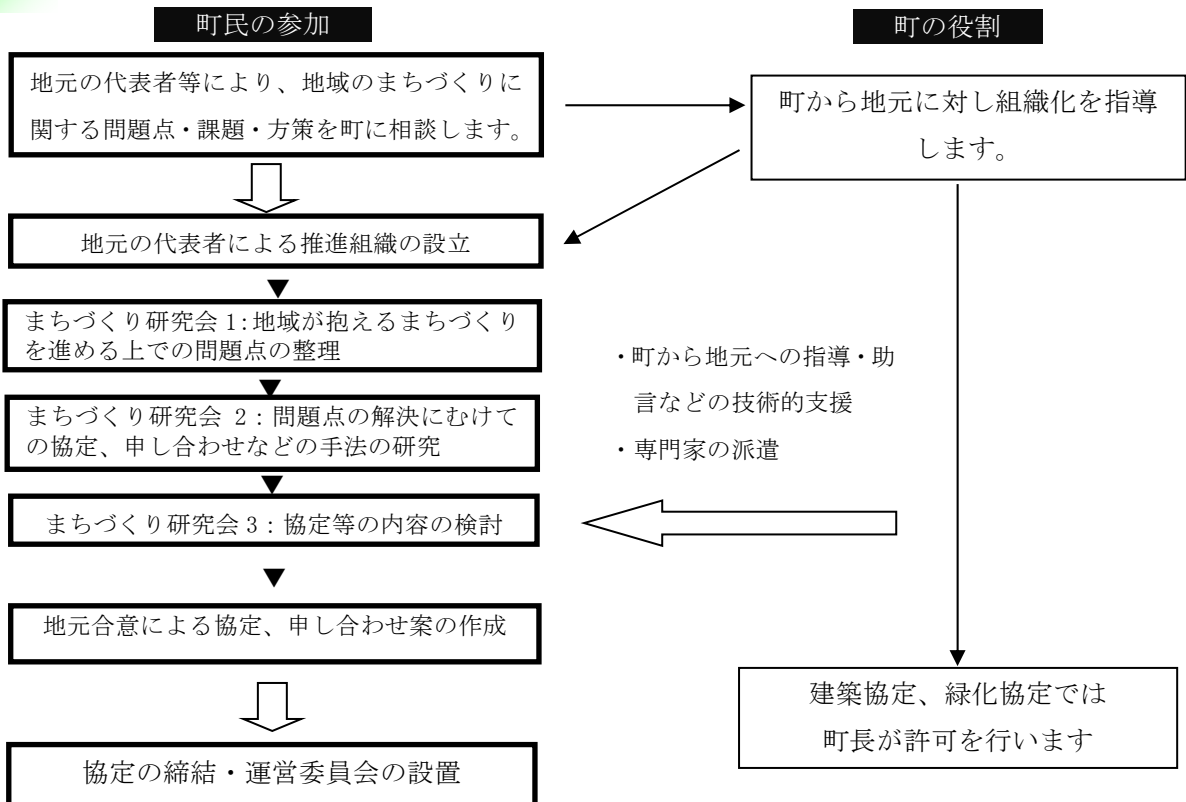
身近な公園広場などの維持管理への協力はまちづくり参加への第一歩です。

資料：町民が参加できるまちづくり制度の概要

■ 地区計画制度

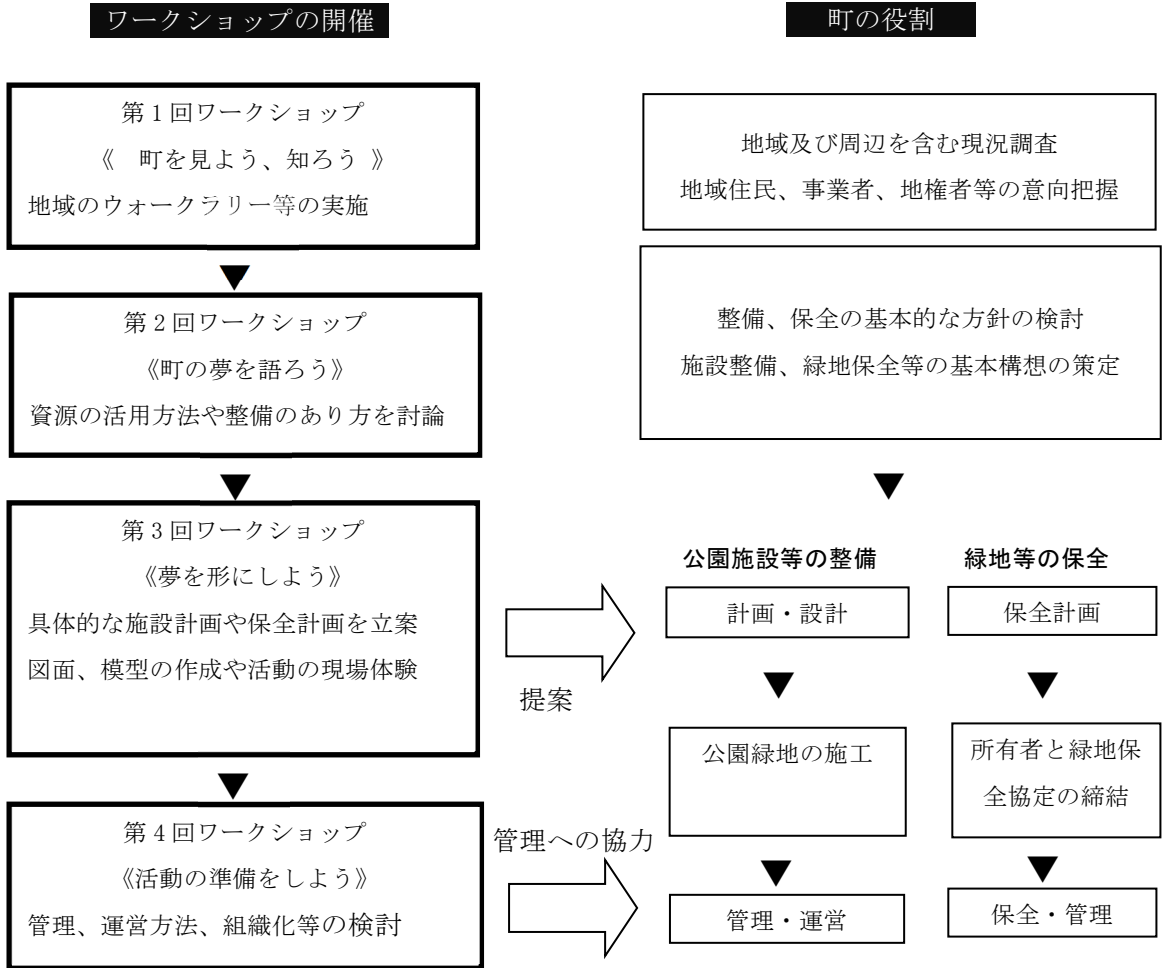


■ 自主的なルール（協定・申し合わせ等）



■地域の身近な公共施設の維持管理・まちづくり運動・活動への参加

公園緑地の雑草管理、あいさつの道づくりや環境美化運動、緑の保全運動などの活動、運動への参加、公園や広場、道などの公共施設づくりへの意見・アイデアの提案など、身近なまちづくりへの参加方法としてワークショップ方式を紹介します。



※ワークショップ：多くの町民が感じている、まちづくりに関する具体的なテーマを対象とします。お互いの意見を尊重することを原則として、参加者が対等の立場で自由に意見を交わしたり、一緒に意見のとりまとめ作業を行う町民参加の話し合いです。

※ウォークラリー：普段、見慣れた身近な場所を対象とします。あらかじめ、決めたコースを歩きながら、ポイントに用意された、名前あてなどのクイズの得点を競い合うなど、楽しみながら、まちや自然とのふれあいや交流を深めることを目的とするイベントです。

(2) まちづくりへの体制

① 町民参加の促進と行政の支援体制の充実

筑前町都市計画マスタープランを確実な計画として、将来像の実現を図っていくためには、まず町民にこの計画をわかりやすい形で示し、理解、参加、協力を得ながら、各種の都市施策を推進していくことが重要です。

そのためには、町民参加の拠りどころとなる組織の設置や研究、学習の機会の提供など、町民参加の場、機会づくりに努めていく必要があります。

特に、地域の拠点や街並み形成においては、町民の意見を率直に受け止め、その組織づくりの支援から始め、研究、検討の場づくり、計画立案への技術的支援、実際の活動体験の機会づくりなどにより、まちづくりの推進が可能となり、支援体制の充実は極めて重要です。

② 広域的な協力・連携体制の強化

本町の位置は、福岡県の中でも中枢機能をもつ大福岡ブロック圏に含まれ今後とも人口、経済活動の集中は続くと思込まれます。このため、隣接市町村と一体となって、効率的な都市施策を実践していく必要があります。自治体としての主体性をもちつつ、国、県、地方自治体との緊密な協力、連携体制づくりに努めていく必要があります。関連分門の連携を図る協議会を設置するなど、まちづくりの新しい体制づくりに努めていく必要があります。こうした広域連携が必要な施策として

- ・主要地方道筑紫野三輪線の早期開通
- ・流域下水道など広域的供給処理施設の整備
- ・甘木鉄道甘本線の運行サービスの向上
- ・工場団地の連担性の確保

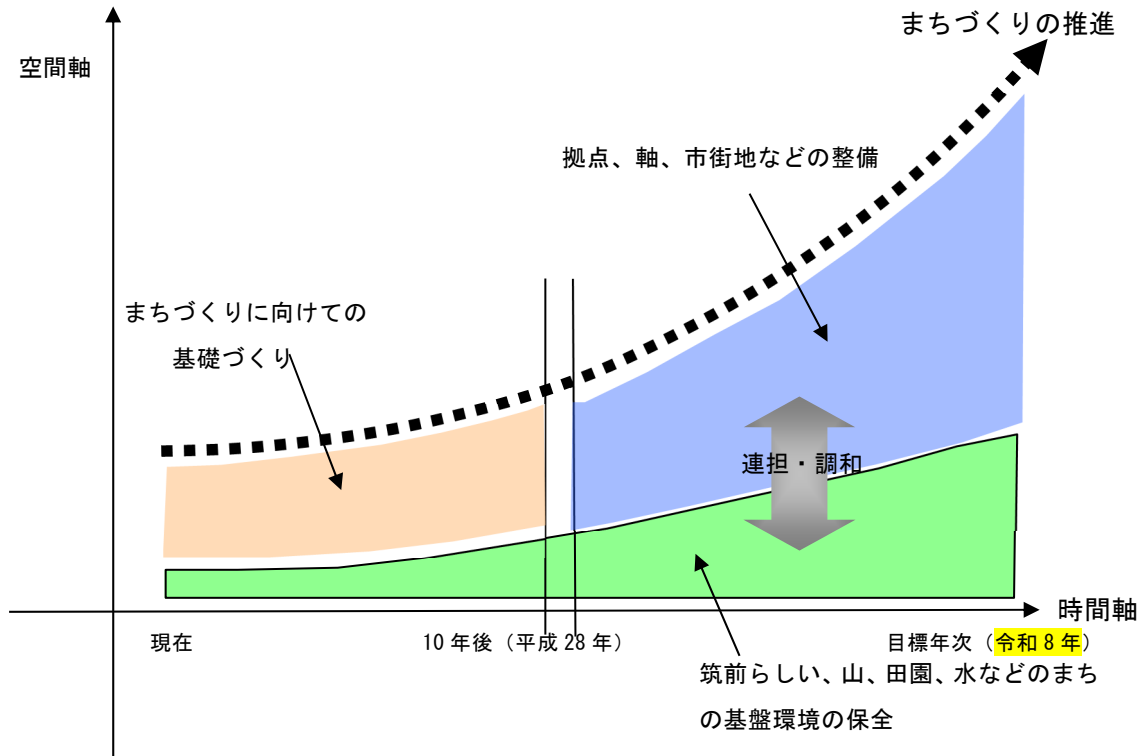
等が考えられます。

③ 庁内の横断的な体制の強化

計画的・効果的なまちづくりを推進していくためには、縦割りの庁内体制から横断的・戦略的な体制への移行が重要です。

(3) まちづくりの整備年次

本町では、今後 20 年において、一定規模の人口の確保、市街地の拡大を図ります。筑前町らしいまちづくりを、時系列、空間列に示したのが下の図です。空間軸では、その基盤として山地、田園の保全と市街地との連担、調和がポイントです。時間軸では具体的な拠点、軸、市街地などの整備に先行して、用途地域の拡大、施設の計画決定などの都市計画行政の推進、町民参加制度の充実など基礎づくりがポイントです。



■筑前町におけるまちづくりの先導要因

- ・主要地方道筑紫野三輪線（山麓線）、主要地地方道久留米筑紫野線（産業道路）などの広域幹線道路の整備
- ・工業団地の整備
- ・人口の集中・世帯の増加

■まちづくりに向けての基礎づくり

- ・緑豊かな山地の自然環境の保全
- ・田園・集落地の保全と規制の強化
- ・市街地内の拠点、施設、地域のあるべき姿の検討
- ・住民、事業者のまちづくりへの参加の場、機会の創出
- ・工場、住宅団地などの住民による自主的なまちづくりルールの検討
- ・用途地域の拡大、見直し、都市施設の決定など適正な都市計画行政の推進

■拠点、軸、市街地などの整備

- ・山地、田園におけるレクリエーションネットワークの形成と城山運動公園の整備
- ・田園・集落の保全と市街地との連絡強化
- ・工業団地への企業の誘致、就労機会の拡大
- ・拠点における住民・事業者・行政が協力・協働した市街地整備、街並み整備
- ・狭あい道路、混在の解消等、市街地環境の改善
- ・広域交通網の形成
- ・農業交流拠点、広域観光サービス地区の形成
- ・鉄道サービスの向上